

# 中野区介護保険の運営状況

平成21(2009)年度

中野区保健福祉部介護保険担当

## 目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者	2
3	要介護等認定	5
4	介護保険のサービス	11
5	地域支援事業	26
6	介護保険料	34
7	介護サービスの基盤整備	39
8	介護保険の円滑な利用のための各種施策	42
9	介護保険制度の広報活動	52
10	介護保険部会	54
補足資料		
	介護保険特別会計の決算状況	56
	介護保険制度発足後10年間の動き	58

- 注 1. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
2. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
3. 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が平成22年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。
4. 本文中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の認定区分「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

## 1 中野区の人口構成

中野区の人口は312,291人であり、そのうち高齢者人口(65歳以上の人口)は60,439人(構成比19.4%)、0歳から64歳までの人口は251,852人(構成比80.6%)となっている。

年齢区分別の人口の推移をみると、0歳から39歳までの人口は平成20年4月から減少傾向が見られ、40歳から64歳までの人口は平成19年以降増加傾向が見られる。65歳以上の高齢者人口は5年間を通じて毎年増加している。

年齢区分別の人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の構成比が5年間を通じて毎年増加している。そのうち前期高齢者の構成比はほぼ横這いだが、後期高齢者の構成比は毎年おおむね0.3ポイントずつ増加し、平成22年4月には前期高齢者と同一比率となっている。

表1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年4月1日)

区分		平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	
全国 (単位 万人・%)	人口	合計	12,778	12,775	12,773	12,761	12,740
		0歳～39歳	5,854	5,778	5,706	5,629	5,538
		40歳～64歳	4,318	4,284	4,278	4,264	4,274
		高齢者人口	2,606	2,713	2,789	2,868	2,928
		65歳～74歳	1,417	1,463	1,483	1,515	1,523
		75歳以上	1,189	1,250	1,306	1,353	1,405
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	45.8	45.2	44.7	44.1	43.5
		40歳～64歳	33.8	33.5	33.5	33.4	33.5
		高齢者人口	20.4	21.3	21.8	22.5	23.0
		65歳～74歳	11.1	11.5	11.6	11.9	12.0
75歳以上		9.3	9.8	10.2	10.6	11.0	
中野区 (単位 人・%)	人口	合計	308,017	309,824	311,878	312,442	312,291
		0歳～39歳	155,025	156,064	156,377	155,080	153,359
		40歳～64歳	96,093	95,779	96,484	97,285	98,493
		高齢者人口	56,899	57,981	59,017	60,077	60,439
		65歳～74歳	30,161	30,347	30,337	30,540	30,248
		75歳以上	26,738	27,634	28,680	29,537	30,191
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	50.3	50.4	50.1	49.6	49.1
		40歳～64歳	31.2	30.9	30.9	31.2	31.5
		高齢者人口	18.5	18.7	18.9	19.2	19.4
		65歳～74歳	9.8	9.8	9.7	9.8	9.7
75歳以上		8.7	8.9	9.2	9.5	9.7	

## 2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険に加入する第2号被保険者に区分される。

### (1) 第1号被保険者

#### 被保険者数の推移

第1号被保険者は微増傾向にあり、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年4月末日)

区 分		平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
人 数	第1号被保険者数	57,336	58,432	59,451	60,613	61,243
	65歳～74歳	30,220	30,391	30,399	30,617	30,260
	75歳以上	27,116	28,041	29,052	29,996	30,983
構 成 比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	52.7	52.0	51.1	50.5	49.4
	75歳以上	47.3	48.0	48.9	49.5	50.6

住所地特例及び他住所地特例により、第1号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

#### 異動事由の推移

転出者が転入者を上回っているが、65歳到達者数がさらに多いことから、第1号被保険者数は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由 (単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成17年度	582	3	3,373	0	5	3,963
	平成18年度	554	87	3,656	0	3	4,300
	平成19年度	640	8	3,475	0	1	4,124
	平成20年度	514	7	3,528	0	4	4,053
	平成21年度	662	5	2,974	1	2	3,644
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成17年度	1,112	8	1,967	0	0	3,087
	平成18年度	1,234	16	1,884	0	0	3,134
	平成19年度	930	22	2,102	0	0	3,054
	平成20年度	918	25	2,008	0	3	2,954
	平成21年度	913	19	2,018	0	8	2,958

「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方  
「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方  
「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

## (2) 第2号被保険者

表4 第2号被保険者の推移

(単位:人 各年4月末日)

平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
94,815	94,522	95,231	95,940	96,808

生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

## (3) 住所地特例

中野区に住所を有する65歳以上の方及び医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方は原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地(中野区)の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表5のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第1号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表5 住所地特例取扱者数の推移

(単位:人 各年4月末日時点)

	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
第1号被保険者	426	462	513	533	577
第2号被保険者	3	2	6	8	4
計	429	464	519	541	581

## (4) 第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違い

### 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の被保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の被保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

### 介護保険サービスの利用

第1号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第2号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の16疾病（特定疾病）により介護を要する状態になり要介護認定を受けた場合に限られる。なお、平成18年4月から、特定疾病に新たに末期がんが加わっている。

### 3 要介護等認定

介護保険のサービスを利用するには要介護等認定を受ける必要がある。

被保険者からの認定申請がなされると、区では心身の状況等の把握のための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関わる意見書の提出を求める。

介護認定審査会では、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った1次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態区分の判定を行う。

#### (1) 要介護(要支援)認定申請

要介護等認定の申請は地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域センターで受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護(要支援)認定の申請件数は表6のとおり推移している。なお、更新件数について、平成16年4月から更新時の認定有効期間が最大24か月まで延長できるようになったため、年間の更新申請件数は1年おきに増減している。

表6 要介護(要支援)申請の種類別申請件数の推移 (単位:件)

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成17年度	2,826	6,769	1,306	119	11,020
平成18年度	2,542	9,766	1,552	152	14,012
平成19年度	2,768	7,222	1,341	120	11,451
平成20年度	2,774	8,902	1,493	153	13,322
平成21年度	2,829	8,055	1,437	130	12,451

新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したものの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

#### (2) 要介護等認定者の推移

要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数は増加傾向にある。

認定者数は、制度発足時から毎年1,000人を超える増加が続き、平成17年からは増加が穏やかになり、平成19年は初めて前年を下回ったが、その後また増加している。

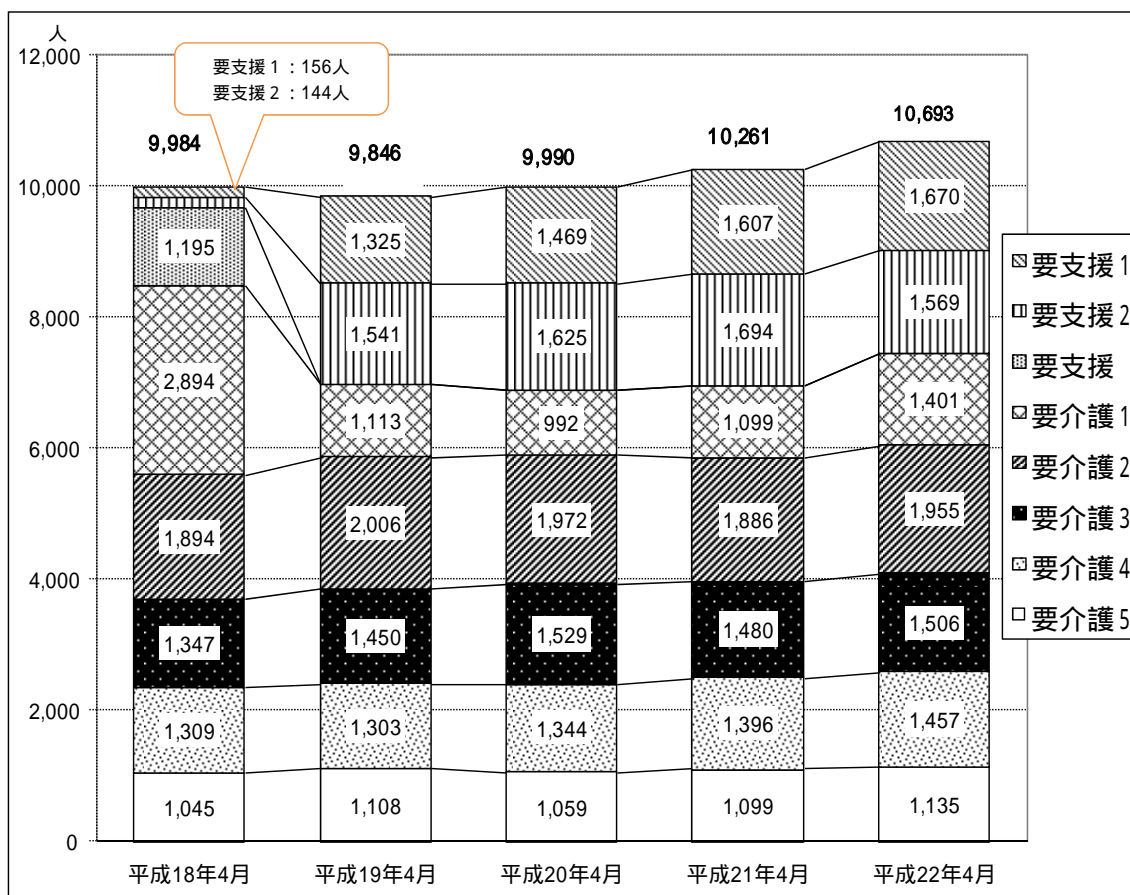
なお、平成 18 年 4 月から、要介護 1 が要支援 2 と要介護 1 に細分化され、要支援は要支援 1 に変更となり、要介護区分は 7 段階となっている。

表 7 要介護・要支援認定者数の推移 (単位:人 各年 4 月末日)

区 分	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
要支援 1	145	1,330	1,475	1,619	1,691
要支援 2	160	1,581	1,667	1,742	1,608
要支援	1,210	-	-	-	-
要介護 1	2,965	1,138	1,007	1,116	1,425
要介護 2	1,966	2,084	2,052	1,957	2,026
要介護 3	1,395	1,503	1,589	1,527	1,548
要介護 4	1,341	1,343	1,384	1,437	1,493
要介護 5	1,094	1,152	1,103	1,139	1,180
計	10,276	10,131	10,277	10,537	10,971

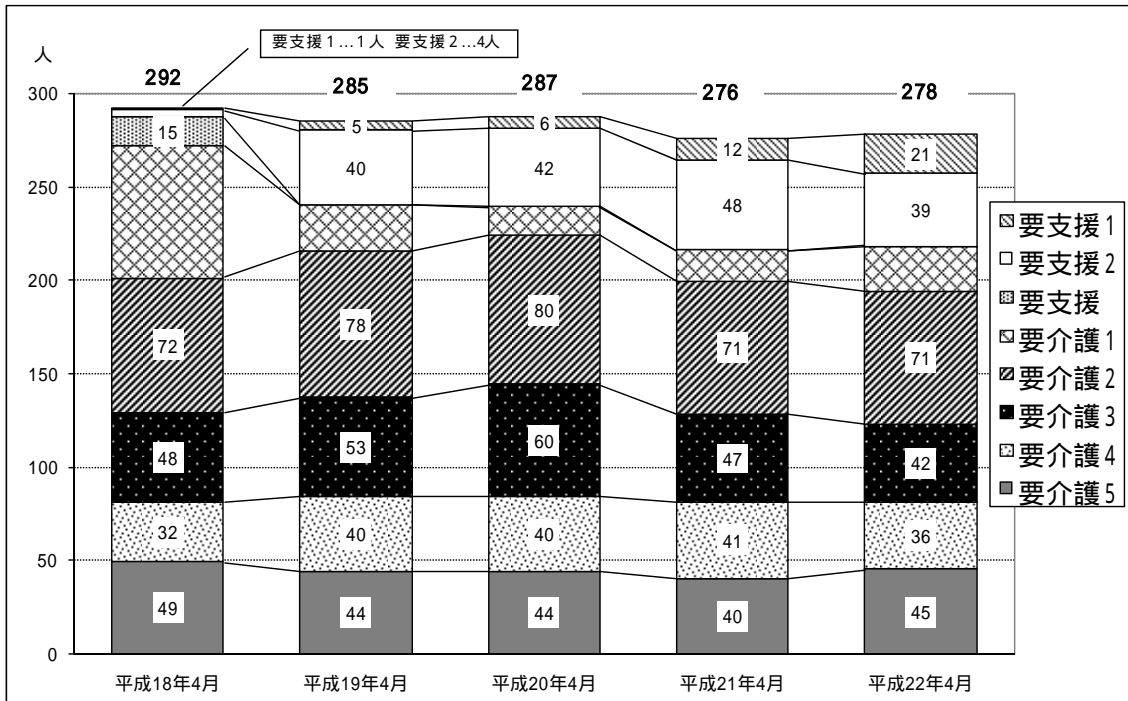
要介護・要支援の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者の認定者数は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

グラフ 8 要介護等認定者のうち第 1 号被保険者の推移 (各年 4 月末日)





グラフ9 要介護等認定者のうち第2号被保険者の推移（各年4月末日）



第1号被保険者の認定者数・認定率

ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移（単位：人、% 各年4月末日）

区分		平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
被保険者数	第1号被保険者	57,336	58,432	59,451	60,613	61,243
	65歳～74歳	30,220	30,391	30,399	30,617	30,260
	75歳以上	27,116	28,041	29,052	29,996	30,983
認定者数	第1号被保険者	9,984	9,846	9,990	10,261	10,693
	65歳～74歳	1,581	1,453	1,368	1,347	1,352
	75歳以上	8,403	8,393	8,622	8,914	9,341
認定率	第1号被保険者	17.41	16.85	16.80	16.93	17.46
	65歳～74歳	5.23	4.78	4.50	4.40	4.47
	75歳以上	30.99	29.93	29.68	29.72	30.15

イ 認定率の年齢別比較

平成22年4月末日現在の第1号被保険者の認定者数に対する認定率を、年

齢5歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表11のとおりとなる。

表11 第1号被保険者の年齢別認定率(5歳刻み)(単位:人、%)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
被保険者	16,291	13,969	12,826	9,434	5,520	2,338	746	119	61,243
認定者	487	865	1,729	2,671	2,632	1,614	591	104	10,693
認定率	2.99	6.19	13.48	28.31	47.68	69.03	79.22	87.40	17.46

### ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

#### 要介護度別認定率の比較

平成22年1月末時点で全国及び東京都平均と比較すると、要介護1の認定率は低く、それ以外の認定率はほぼ同じか高くなっている。

表12 第1号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較(単位:人、%)

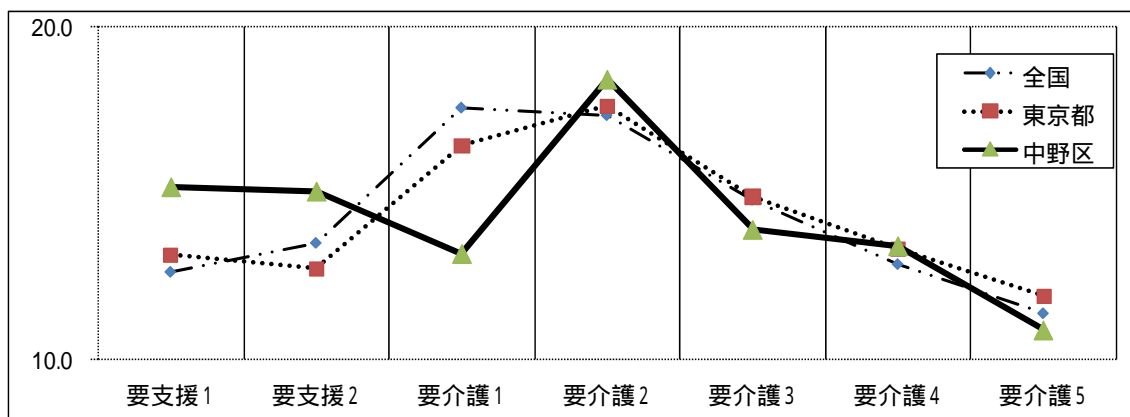
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	
認定者数	全国	586,709	627,206	816,096	805,605	687,264	597,581	528,821	4,649,282
	東京都	53,187	51,514	66,614	71,339	60,345	53,931	48,248	405,178
	中野区	1,602	1,588	1,391	1,942	1,467	1,415	1,149	10,554
認定率	全国	2.0	2.2	2.8	2.8	2.4	2.1	1.8	16.1
	東京都	2.1	2.0	2.6	2.8	2.3	2.1	1.9	15.7
	中野区	2.6	2.6	2.3	3.2	2.4	2.3	1.9	17.3

第1号被保険者数...全国:28,824,032人、東京都:2,581,321人、中野区:61,105人

#### 認定者の要介護度別の構成割合比較

平成22年1月末時点の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援1・2と要介護2は上回り、要介護1・3・5は下回り、要介護4はほぼ同じとなっている。

グラフ13 全認定者に占める要介護度別の割合(単位:%)



### (3) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200名以内で、任期は2年である。平成22年4月現在は121名の委員で構成され、任期は平成23年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4名で組織する合議体（平成22年4月現在17合議体）ごとに行われる。

#### 認定審査会委員の構成

表14 認定審査会の職種別構成

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	46	学識経験者	0	介護福祉士	6
歯科医師	9	理学療法士	5	施設職員	16
保健師	5	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	9	柔道整復師	2	合計	121
薬剤師	4	社会福祉士	14		

#### 認定審査会（合議体）の開催状況

表15 認定審査会開催状況

（単位：回、件）

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成19年度	352	11,467	32.6
平成20年度	374	12,609	33.7
平成21年度	378	12,413	32.8

## 区分別判定状況

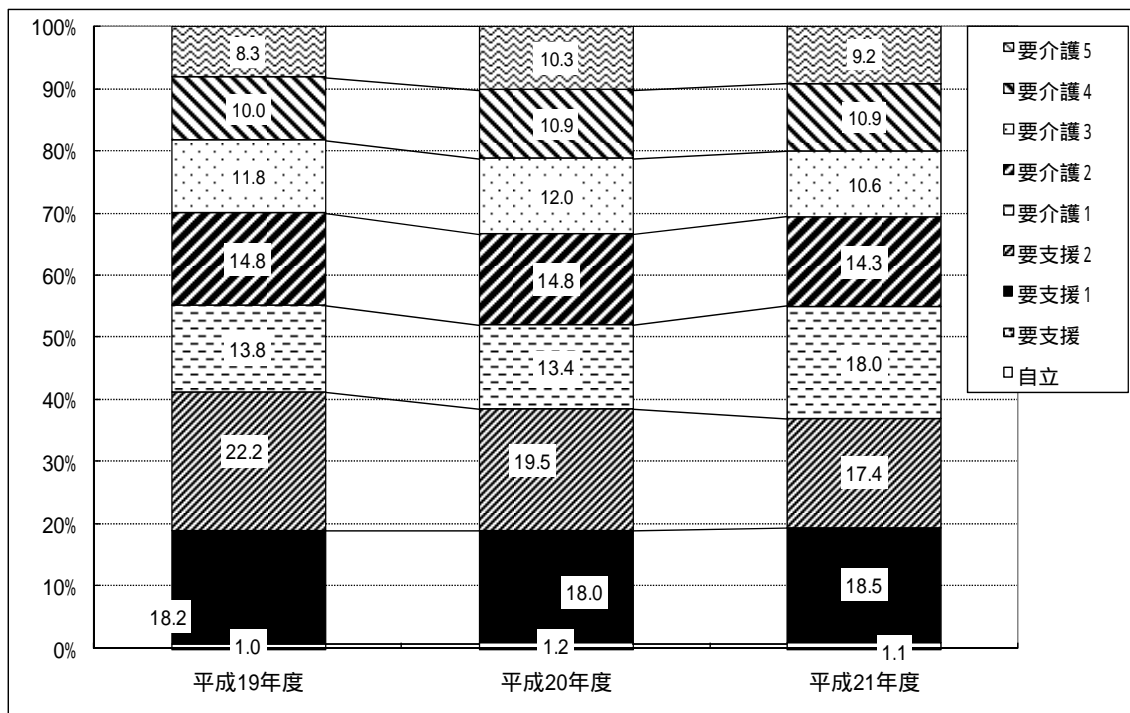
表 1 6 区分別判定状況

(単位：件)

	区分	自立	要支援	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 19年度	新規	64		613	539	391	334	321	200	166	2,628
	更新	44		1,423	1,885	1,024	1,084	749	663	550	7,422
	転入	0		10	11	18	28	21	19	14	121
	変更	0		5	70	122	226	238	247	206	1,114
	合計	108		2,051	2,505	1,555	1,672	1,329	1,129	936	11,285
平成 20年度	新規	78		632	515	383	326	291	177	169	2,571
	更新	64		1,572	1,772	1,098	1,236	913	908	879	8,442
	転入	0		14	16	24	38	19	22	21	154
	変更	0		13	106	149	227	261	247	208	1,211
	合計	142		2,231	2,409	1,654	1,827	1,484	1,354	1,277	12,378
平成 21年度	新規			702	443	557	328	186	234	191	2,641
	更新	91		1,554	1,603	1,449	1,184	888	834	656	8,259
	転入	44		14	17	29	18	27	12	11	172
	変更			7	76	176	222	202	260	274	1,217
	合計	135		2,277	2,139	2,211	1,752	1,303	1,340	1,132	12,289

各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 1 7 判定結果別割合



## 4 介護保険のサービス

### (1) 介護サービス利用の概況

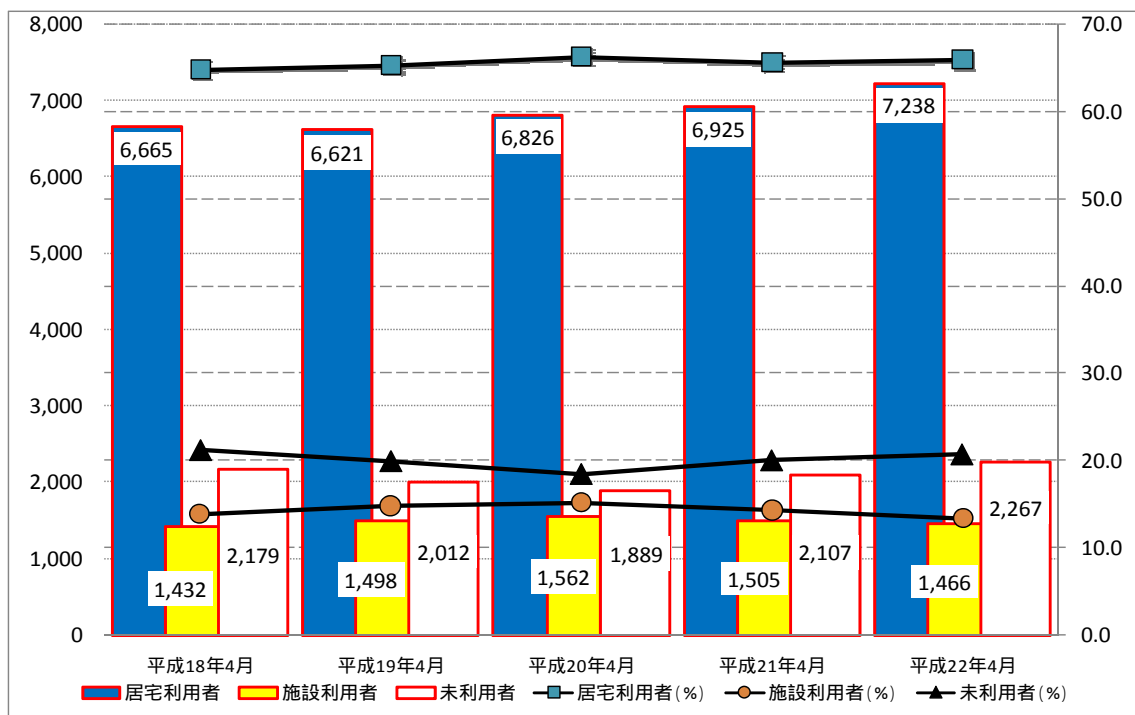
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と在宅サービスの2つに大きく分類される。

過去5年間における介護サービスの利用者数は毎年増加している。また、介護サービスの利用率（各年4月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）は概ね横這いで推移している。

表18 介護サービス利用者数・利用率の推移（単位：人、％ 各年4月実績）

区 分		平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
人 数	認定者	10,276	10,131	10,277	10,537	10,971
	利用者	8,097	8,119	8,388	8,430	8,704
	居宅	6,665	6,621	6,826	6,925	7,238
	施設	1,432	1,498	1,562	1,505	1,466
	未利用者	2,179	2,012	1,889	2,107	2,267
割 合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	78.8	80.1	81.6	80.0	79.3
	居宅	64.9	65.4	66.4	65.7	66.0
	施設	13.9	14.8	15.2	14.3	13.4
	未利用者	21.2	19.9	18.4	20.0	20.7

グラフ19 介護サービス利用者数・利用率の推移



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表20及びグラフ21、在宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表22及びグラフ23のとおりとなっている。

表20 要介護度別施設サービス利用者数推移（単位：人 各年4月実績）

区分	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
要支援	0				
要支援1	0	0	1	0	0
要支援2	1	5	2	0	0
要介護1	61	34	36	42	43
要介護2	184	208	206	208	176
要介護3	311	318	359	328	338
要介護4	442	477	502	489	496
要介護5	433	456	456	438	413
合計	1,432	1,498	1,562	1,505	1,466

要支援1・2の数値は、平成18年の介護保険制度改正時点で介護老人福祉施設に入所していた方の人数である。3年間の経過措置期間中は自立・要支援であっても継続して施設サービスの利用が可とされていた。

グラフ21 要介護度別施設サービス利用者数推移（各年4月実績）

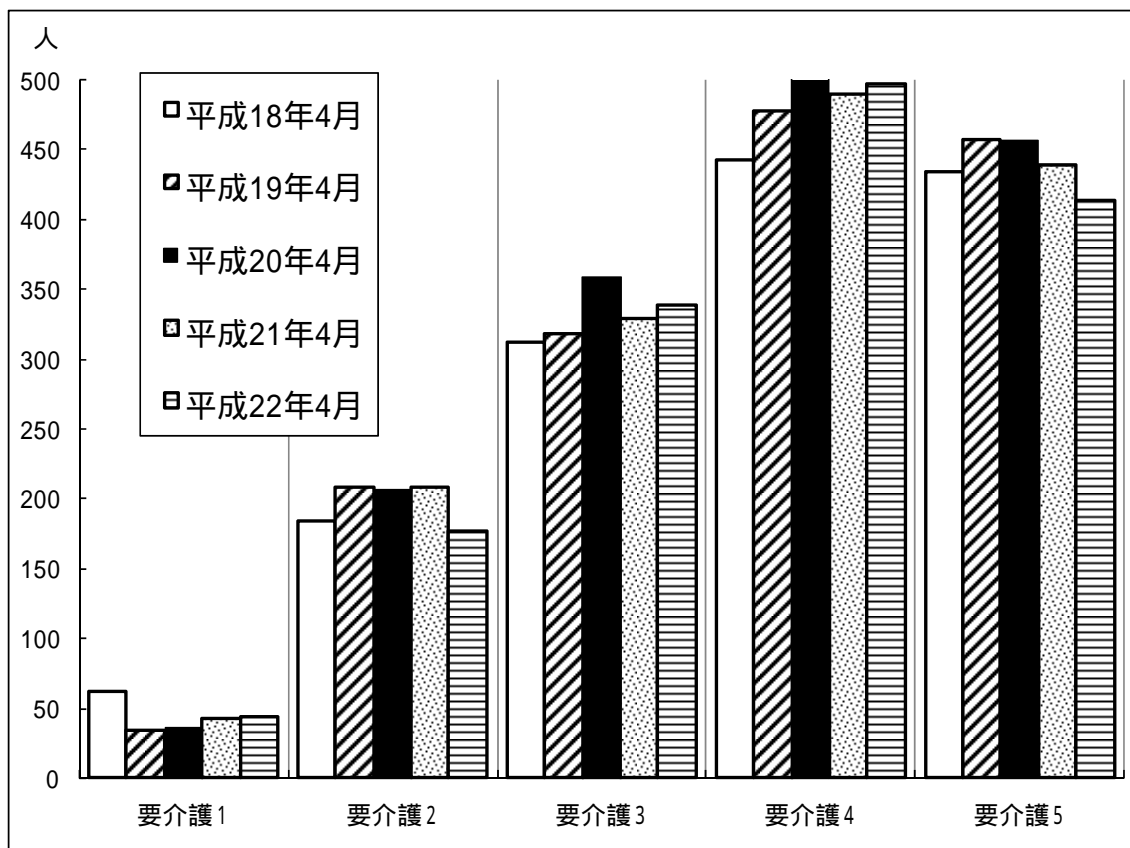
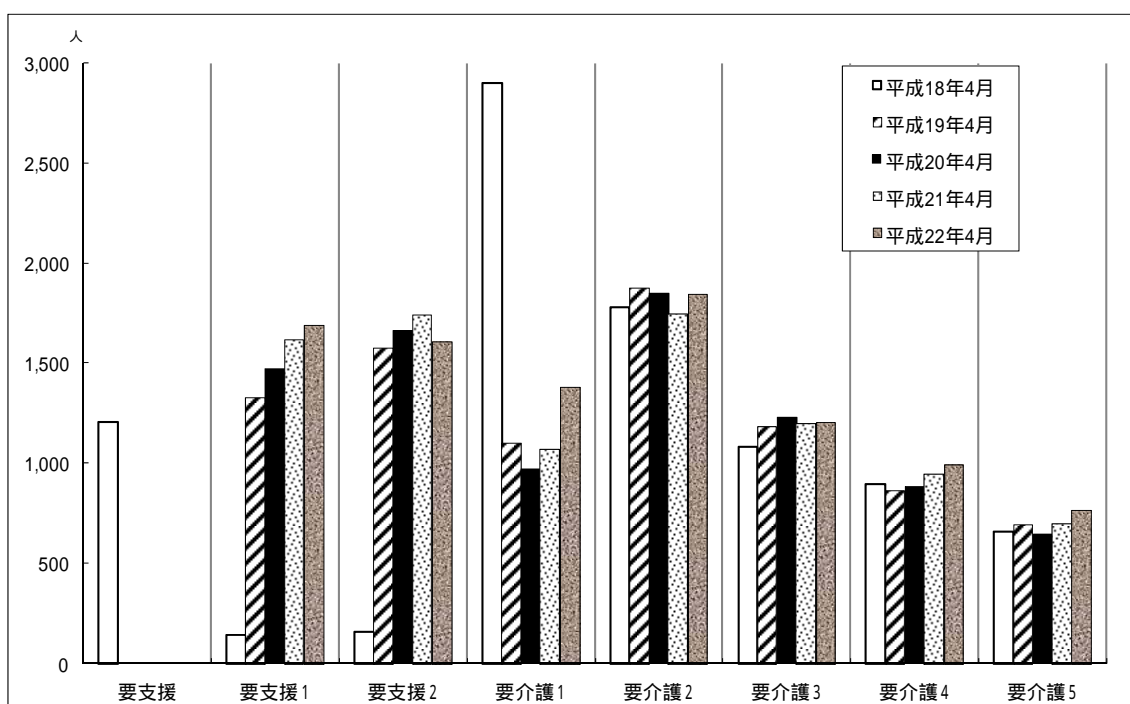


表 2 2 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移(単位:人 各年4月末)

区 分	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
要支援1	145	1,330	1,474	1,619	1,691
要支援2	159	1,576	1,665	1,742	1,608
要介護1	2,904	1,104	971	1,074	1,382
要介護2	1,782	1,876	1,846	1,749	1,850
要介護3	1,084	1,185	1,230	1,199	1,210
要介護4	899	866	882	948	997
要介護5	661	696	647	701	767
合 計	7,634	8,633	8,715	9,032	9,505

グラフ 2 3 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

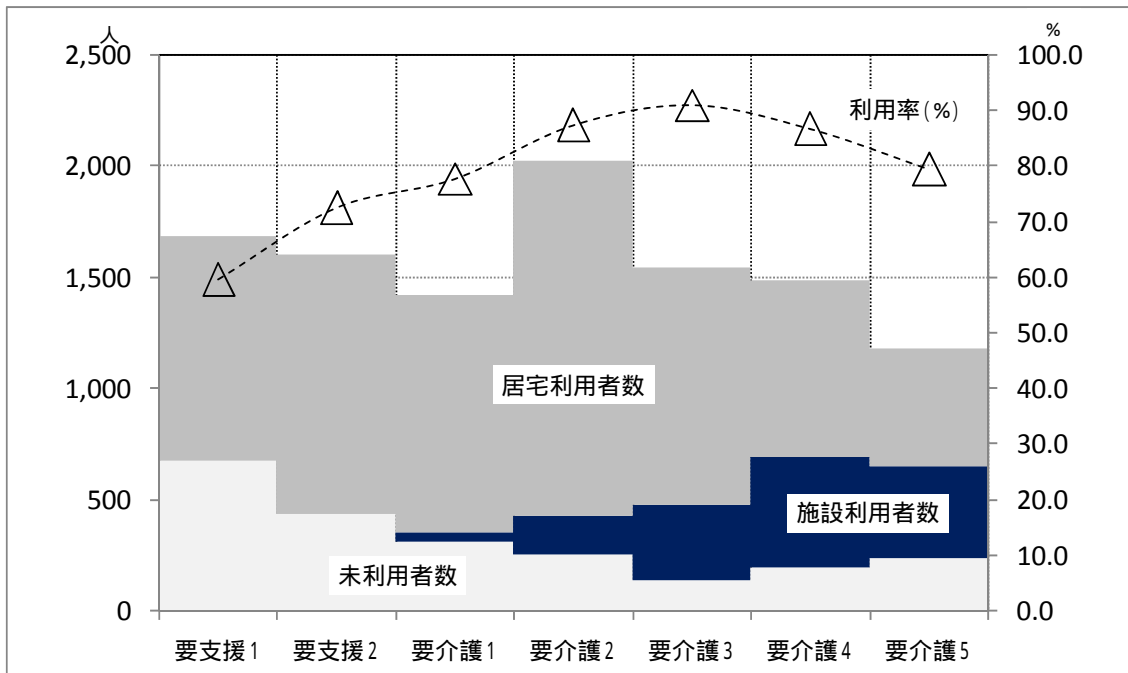


平成 22 年 4 月末日時点の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表 2 4 及びグラフ 2 5 のとおりとなる。

表 2 4 平成 22 年 4 月の要介護度別サービス利用状況(単位:人、%)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用者数	0	0	43	176	338	496	413
居宅利用者数	1,010	1,168	1,066	1,596	1,072	800	526
未利用者数	681	440	316	254	138	197	241
利用率(%)	59.7	72.6	77.8	87.5	91.1	86.8	79.6

グラフ25 要介護度別サービス利用状況(単位:人、% 平成22年4月末日)



区が策定した第4期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した参酌標準等を参考として推計した介護サービス見込量(計画値)と平成21年度の実績を比較すると、表26から表29のとおりとなっている。

表26 給付実績と事業計画数値との比較(地域密着型以外の居宅サービス)

区分	平成21年度)			備考
	年間実績	計画値(年間見込)	実績割合	
訪問介護	30,585人	33,552人	91.2%	
訪問入浴	3,715人	4,116人	90.3%	
訪問看護	10,255人	10,488人	97.8%	
訪問リハビリテーション	1,954人	1,572人	124.3%	
通所介護	19,833人	20,124人	98.6%	
通所リハビリテーション	3,317人	3,708人	89.5%	
居宅療養管理指導	16,815人	14,436人	116.5%	
福祉用具貸与	33,195人	33,192人	100.0%	
短期入所生活介護	4,774人	4,812人	99.2%	
短期入所療養介護	625人	696人	89.8%	
特定施設入所者生活介護	7,791人	7,452人	104.5%	
居宅介護支援	48,572人	51,420人	94.5%	
特定福祉用具販売	25,839,432円	27,577,202円	93.7%	
住宅改修費	58,706,305円	56,625,016円	103.7%	



表 2 7 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成21年度			備考
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合	
夜間対応型訪問介護	627人	672人	93.3%	
認知症対応型通所介護	3,725人	4,104人	90.8%	
認知症対応型共同生活介護	1,674人	1,896人	88.3%	
小規模多機能型居宅介護	306人	360人	85.0%	

表 2 8 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

区分	平成21年度			備考
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合	
特別養護老人ホーム	10,563人	10,740人	98.4%	
老人保健施設	4,657人	4,968人	93.7%	
介護療養型医療施設	2,644人	3,000人	88.1%	

表 2 9 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

区分	平成21年度			備考
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合	
介護予防訪問介護	20,040人	20,784人	96.4%	
介護予防訪問入浴	33人	48人	68.8%	
介護予防訪問看護	1,400人	1,572人	89.1%	
介護予防訪問リハビリテーション	114人	240人	47.5%	
介護予防通所介護	5,745人	5,052人	113.7%	
介護予防通所リハビリテーション	114人	132人	86.4%	
介護予防居宅療養管理指導	1,718人	1,332人	129.0%	
介護予防短期入所生活介護	73人	48人	152.1%	
介護予防短期入所療養介護	2人	0人	-	
介護予防特定施設入所者生活介護	1,575人	1,476人	106.7%	
介護予防福祉用具貸与	5,450人	4,353人	125.2%	
介護予防特定福祉用具販売	6,585,418円	6,817,589円	96.6%	
介護予防住宅改修	29,581,428円	32,161,987円	92.0%	
介護予防支援	25,342人	25,044人	101.2%	

## (2) 施設サービス

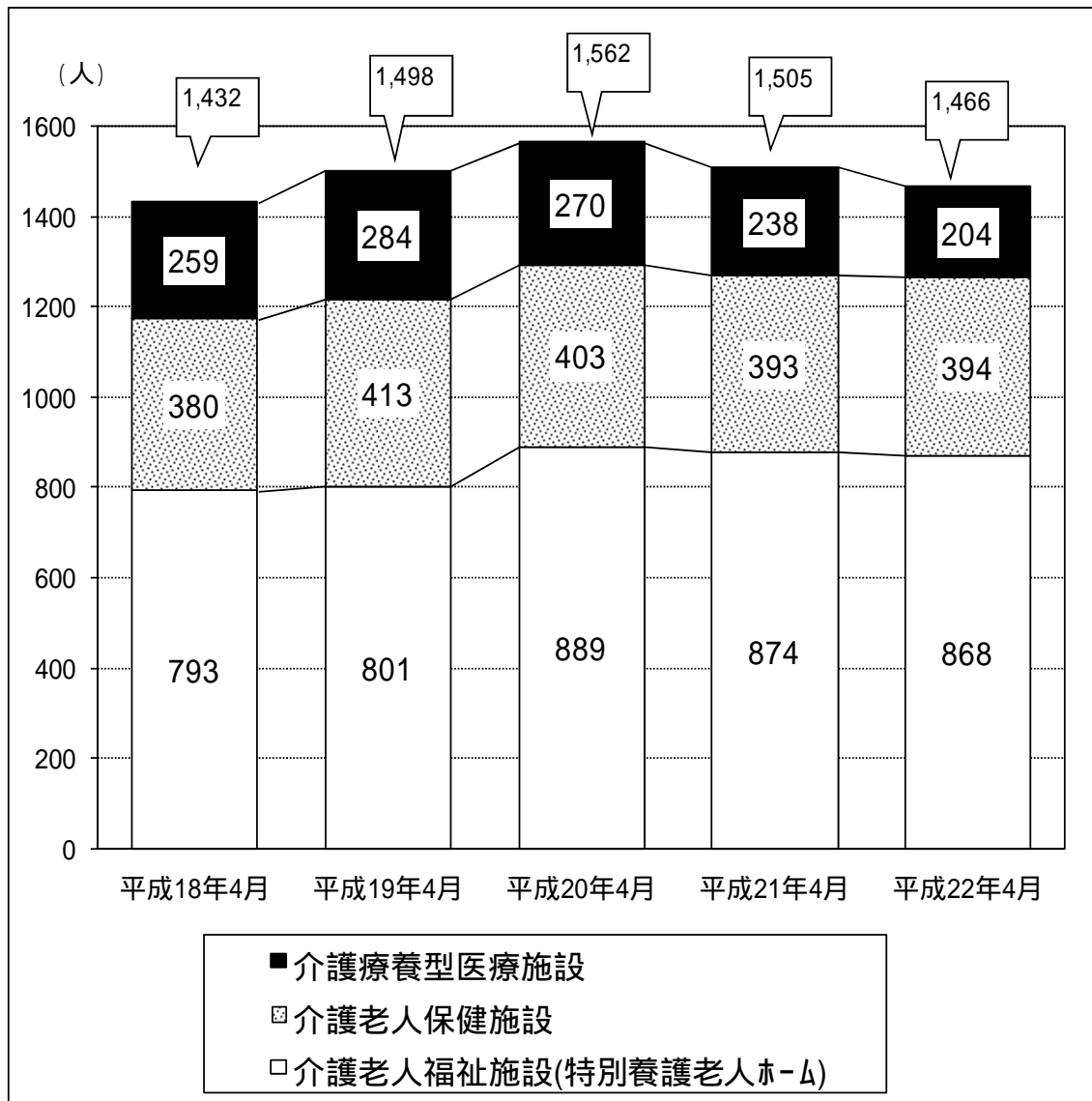
### 施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ30のとおり推移している。

介護療養型医療施設利用者の減少などもあり、平成20年4月から2年連続で減少している。

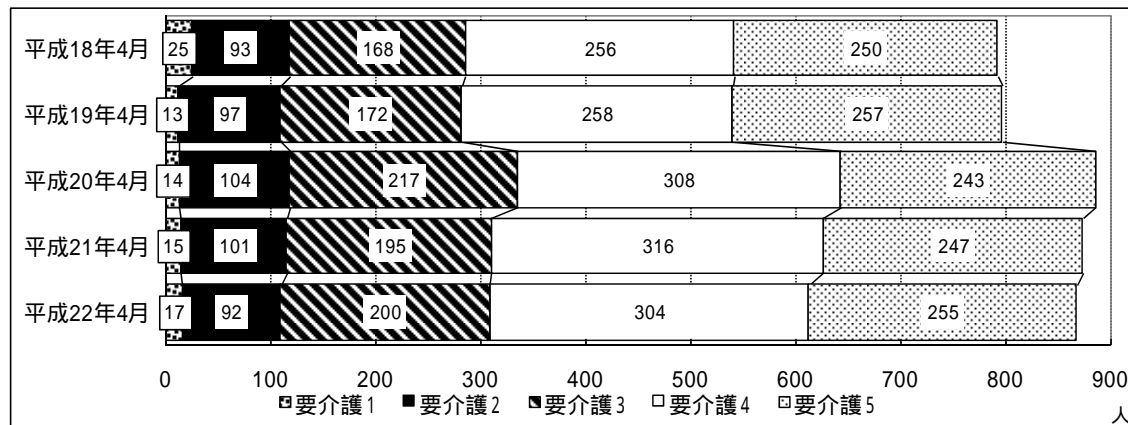
グラフ30 施設種類別サービス利用者推移

(各年4月実績)

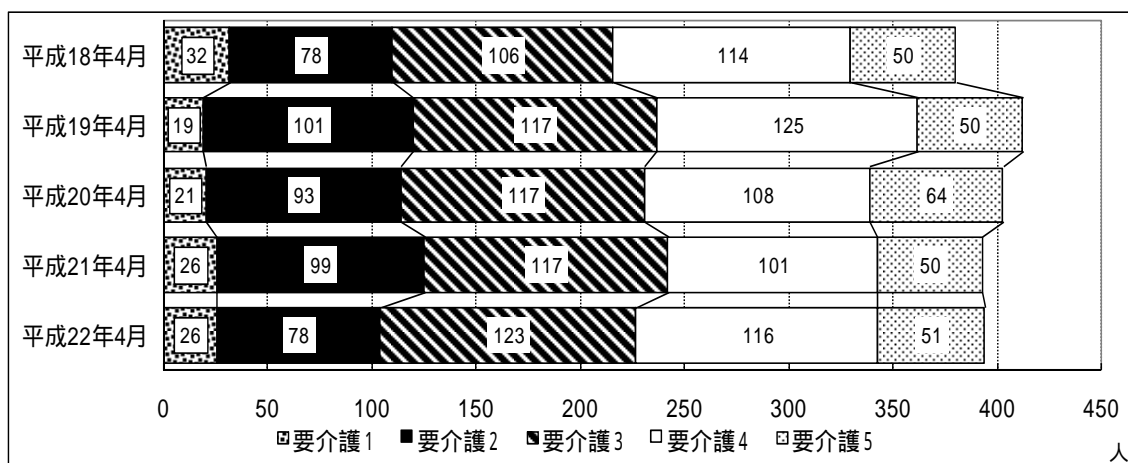


各施設の入所者数を要介護度に見ると、グラフ31のとおり推移している。

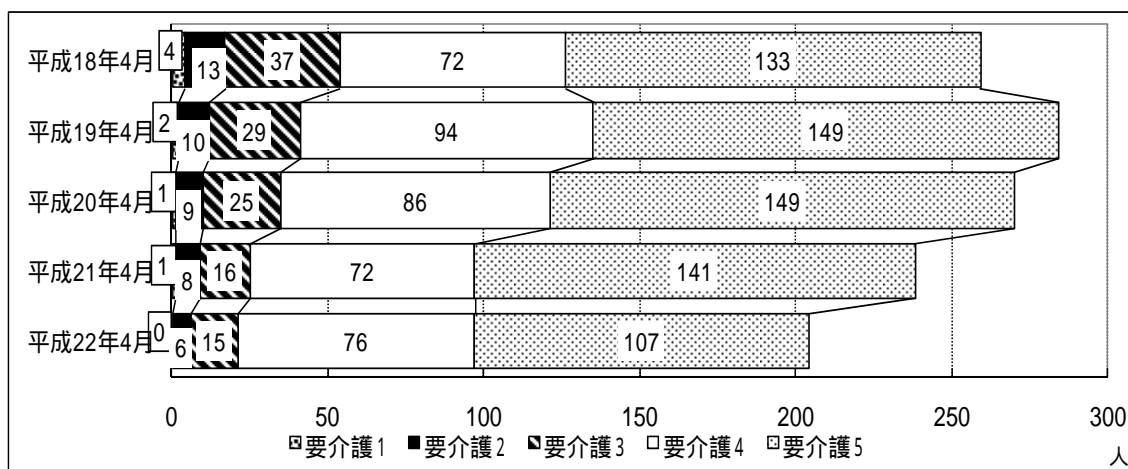
グラフ31 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況（各年4月実績）  
【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】



【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



### 特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は 第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と 第二次評価（各ホームの基準）により行う。

### （3） 居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

平成18年度以降の介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表32のとおり推移している。

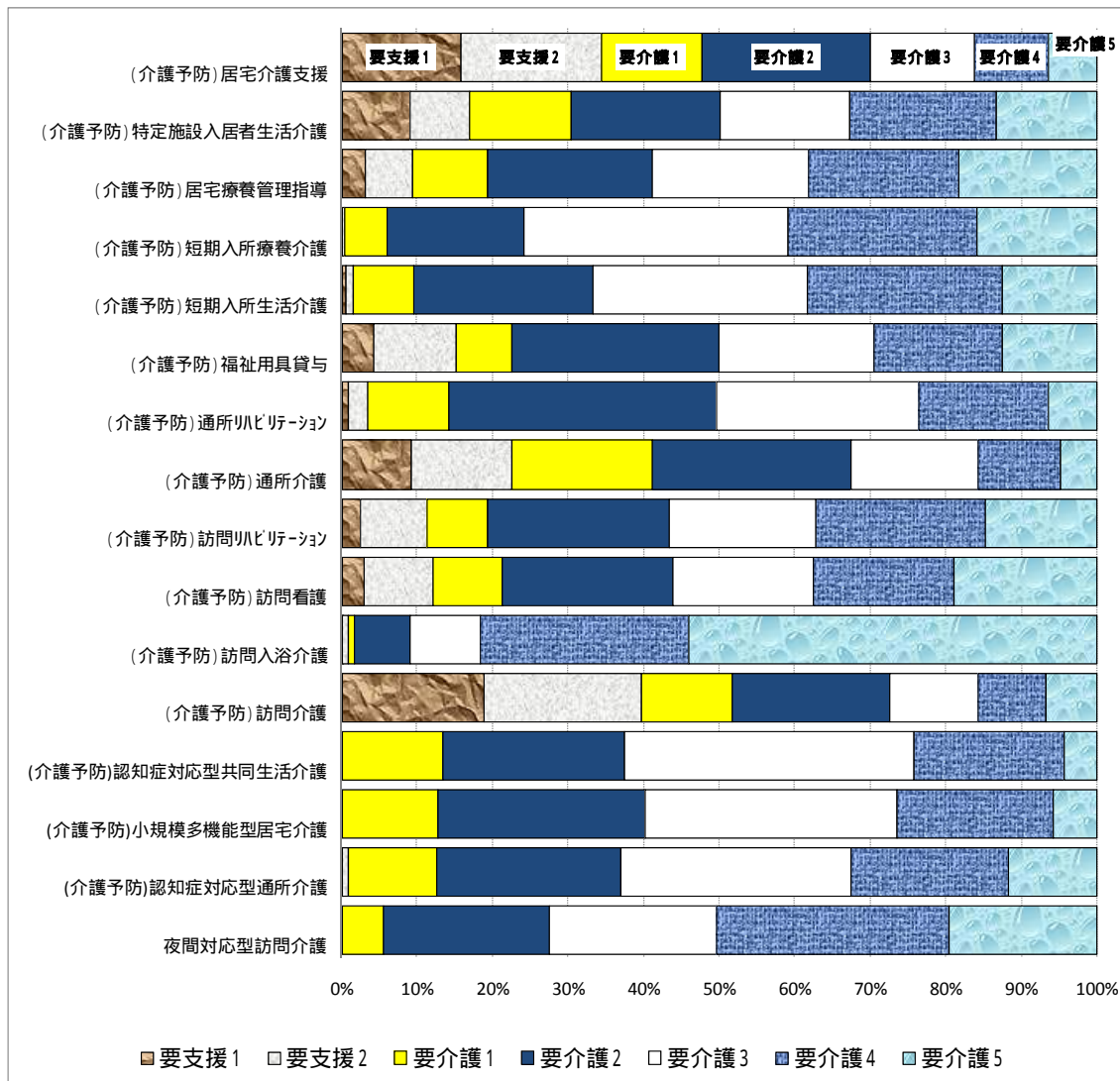
表32 居宅サービスの種類別月平均利用者数（単位：人）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(介護予防)訪問介護	4,587	4,319	4,208	4,219
(介護予防)訪問入浴介護	338	335	309	312
(介護予防)訪問看護	916	944	957	971
(介護予防)訪問リハビリテーション	85	134	146	183
(介護予防)通所介護	1,621	1,842	1,979	2,132
(介護予防)通所リハビリテーション	196	241	289	286
(介護予防)福祉用具貸与	2,842	2,647	2,814	2,991
(介護予防)短期入所生活介護	322	332	378	404
(介護予防)短期入所療養介護	54	53	55	52
(介護予防)居宅療養管理指導	1,083	1,193	1,375	1,544
(介護予防)特定施設入居者生活介護	438	594	706	781
居宅介護支援(介護予防支援)	6,108	5,968	6,045	6,160
夜間対応型訪問介護	0	3	36	52
(介護予防)認知症対応型通所介護	261	290	294	310
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	0	7	11	26
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	113	113	136	140

各サービス種別における介護サービス及び介護予防サービスの合計値を示している。介護予防サービスが開始された平成18年度以降の推移を示している。

平成21年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度別の利用者数の割合をみると、表3.3のとおりとなる。

表3.3 要介護度別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表34のとおり推移している。

表34 月平均利用回数及び給付額（単位：回、千円）

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
訪問介護(回)	10.8	58	11.6	55	11.4	51	11.0	48	11.1	50
訪問入浴介護(回)	4.0	51	4.3	51	4.3	52	4.5	53	4.6	56
訪問看護(回)	4.4	35	4.9	35	4.4	34	4.7	35	5.1	37
訪問リハビリテーション(日)	3.1	17	3.9	19	4.1	21	4.4	21	4.8	28
通所介護(回)	6.9	68	7.3	61	7.3	61	7.3	60	7.4	61
通所リハビリテーション(回)	5.1	48	5.9	51	5.6	51	6.0	56	6.2	62
短期入所生活介護(日)	7.7	89	7.8	78	7.7	79	8.0	80	8.1	82

#### 特定福祉用具販売費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、特定福祉用具販売費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度額（特定福祉用具販売費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる）の範囲で費用の9割分の償還払いを受ける。利用状況は表35及び表36のとおりである。

表35 特定福祉用具販売費支給対象（単位：件）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
腰掛便座	444	377	347	358	358
特殊尿器	4	3	2	3	4
入浴補助用具	1,083	968	993	1,005	568
簡易浴槽	0	0	2	0	0
移動用リフトのつり具	5	1	0	2	5
計	1,536	1,349	1,344	1,368	935

表36 住宅改修費支給対象（単位：件）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
手すりの取り付け	846	775	718	617	787
床段差の解消	236	174	140	118	154
床材の変更	18	26	9	10	31
扉の取替え	100	62	30	31	65
便器の取替え	48	30	24	26	40
計	1,248	1,067	921	802	1,077

## 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービスの3つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表37及び38のとおり推移している。

表37 移送サービス施設所在地別利用件数、構成比（単位：件、％）

		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
ショートステイ 利用	区内施設	2,312	53.1	2,388	49.8	2,442	49.9	3,385	59.6	3,954	67.3
	2.2区内施設	1,483	34.1	1,579	32.9	1,492	30.5	1,345	23.7	1,006	17.1
	その他施設	558	12.8	826	17.2	960	19.6	952	16.8	919	15.6
	計	4,353	100.0	4,793	100.0	4,894	100.0	5,682	100.0	5,879	100.0
うち 特別給付 利用	区内施設	50	19.7	13	7.8	15	8.2	19	12.0	20	11.2
	2.2区内施設	189	74.4	140	83.3	133	72.2	112	70.9	123	68.7
	その他施設	15	5.9	15	8.9	36	19.6	27	17.1	36	20.1
	計	254	100.0	168	100.0	184	100.0	158	100.0	179	100.0

表38 訪問理美容・寝具乾燥サービス利用延べ件数（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
訪問理美容サービス	143	164	145	136
寝具乾燥サービス	52	46	48	30

## 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の4種類のサービスが提供されており、利用実績は表39のとおり推移している。

表39 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	-	-	-
要支援2	0	0	0
要介護1	205	241	222
要介護2	306	425	404
要介護3	429	537	642
要介護4	344	369	332
要介護5	75	54	74
計	1,359	1,626	1,674

【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデーサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	5	6	4
要支援2	34	27	28
要介護1	351	428	436
要介護2	682	680	907
要介護3	1,183	1,171	1,137
要介護4	845	766	772
要介護5	374	453	441
計	3,474	3,531	3,725

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
要介護1	0	4	39
要介護2	11	39	84
要介護3	54	61	102
要介護4	5	20	63
要介護5	9	9	18
計	79	133	306

【夜間対応型訪問介護】

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	-	-	-
要支援2	-	-	-
要介護1	0	34	34
要介護2	9	88	138
要介護3	8	123	139
要介護4	13	134	193
要介護5	0	56	123
計	30	435	627



#### (4) 保険給付費

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その9割が介護保険特別会計から介護サービス事業者に支払われる。過去3年間の介護サービス種別利用件数及び保険給付費の決算額の詳細は表40のとおりである。

表40 給付費の状況

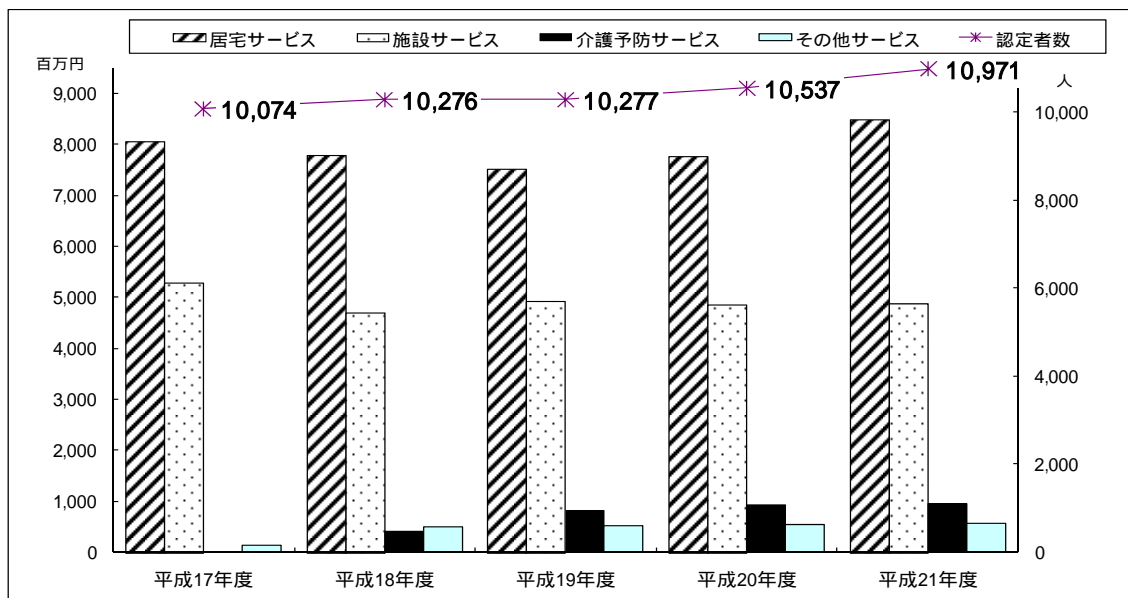
(単位：件、千円、%)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	
居宅サービス	訪問介護	36,896	2,262,775	34,310	2,059,419	34,999	2,157,741
	訪問入浴介護	3,983	206,670	3,678	196,113	3,756	209,108
	訪問看護	10,235	355,948	10,239	363,289	10,436	389,345
	訪問リハビリテーション	1,455	31,501	1,550	33,716	1,954	55,307
	通所介護	19,621	1,195,306	20,404	1,243,663	22,129	1,360,311
	通所リハビリテーション	2,841	142,883	3,379	187,774	3,350	209,020
	福祉用具貸与	31,726	447,991	31,747	463,008	33,293	486,694
	短期入所	4,816	314,055	5,508	357,834	5,787	396,235
	居宅療養管理指導	16,464	117,715	19,596	148,916	22,365	169,973
	小規模多機能型居宅介護	79	16,583	133	27,273	306	62,369
	夜間対応型訪問介護	30	761	435	12,833	627	15,776
	認知症対応型通所介護	3,566	340,179	3,569	330,738	3,791	351,292
	認知症対応型共同生活介護	1,359	334,469	1,626	400,565	1,674	421,185
	特定施設入居者生活介護	6,087	1,153,138	7,060	1,350,631	7,797	1,534,365
	居宅介護サービス計画費	48,201	579,430	47,052	575,994	48,545	648,346
計		7,499,404		7,751,766		8,467,067	
施設サービス	介護老人福祉施設	10,214	2,465,487	10,727	2,599,327	10,564	2,692,557
	介護老人保健施設	5,084	1,228,972	4,781	1,161,533	4,742	1,226,402
	緊急時施設療養費	0	0	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	3,369	1,126,608	2,991	1,003,490	2,646	911,484
	特定診療費	3,339	84,369	2,968	75,259	2,632	47,055
	食事費用額	0	0	0	0	0	0
	計		4,905,436		4,839,609		4,877,498
その他サービス	特定福祉用具販売	1,114	30,161	1,121	31,009	1,176	32,855
	住宅改修	794	80,487	802	81,423	899	88,288
	特定入所者介護サービス費	13,799	404,665	14,337	430,158	14,121	431,086
	特別給付	394	1,326	330	1,446	248	1,220
	計		516,639		544,036		553,449
介護予防サービス	介護予防訪問介護	19,697	368,106	20,601	380,142	20,112	373,124
	介護予防訪問入浴介護	42	1,475	47	1,675	33	1,045
	介護予防訪問看護	1,298	32,535	1,471	37,763	1,408	37,044
	介護予防訪問リハビリテーション	160	2,796	204	3,875	248	5,265
	介護予防通所介護	4,341	156,062	5,291	187,889	5,762	201,166
	介護予防通所リハビリテーション	84	3,655	133	5,706	119	5,145
	介護予防福祉用具貸与	3,599	25,883	5,279	42,597	5,678	42,849
	介護予防短期入所	65	2,128	88	2,779	77	2,381
	介護予防居宅療養管理指導	1,327	9,323	1,829	13,784	2,213	17,401
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,054	104,056	1,419	140,187	1,585	144,394
	介護予防認知症対応型通所介護	39	2,144	34	2,093	32	1,820
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防サービス計画費	23,418	103,355	25,482	111,778	25,369	117,294
計		811,518		930,268		948,928	
合計		13,732,997		14,065,679		14,846,942	

高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

介護サービスを居宅・施設・介護予防・その他に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、認定者数が増加する中で、施設サービス費は微減傾向にあり、居宅サービス費は平成20年度から増加傾向が見られる。

グラフ41 認定者数及び給付費決算額の推移



介護予防サービスは平成17年度まで居宅サービスに含まれている。  
認定者数は平成18年～22年の各年4月末日時点の数値を参考として使用している。

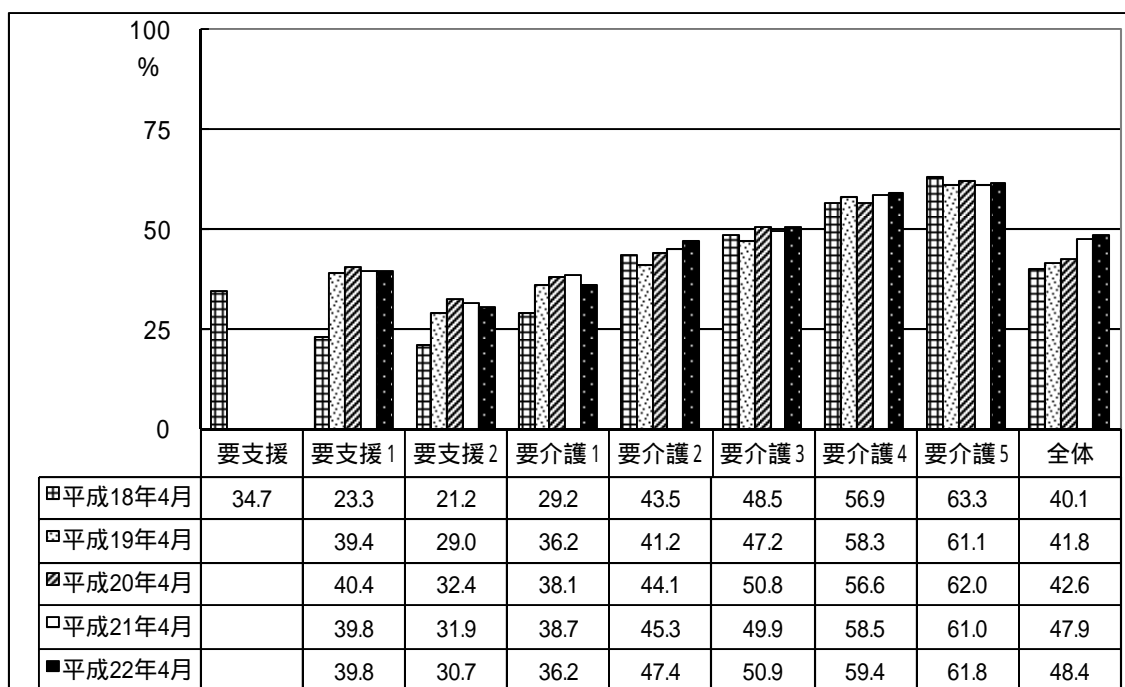
利用者一人当たり給付費(概算)の過去5年間の推移をみると、居宅サービスのうち居住系サービス(認知症対応型共同生活介護(グループホームに入居して受けるサービス)・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等に入居して受けるサービス))は、利用者数及びサービス費とも増加が続いている。また、居住系以外の居宅サービスの平成21年度実績は、平成21年4月の介護報酬改訂の影響などにより前年度より増加している。

表42 利用者一人当たり給付費(概算) (単位:千円、人、%)

区 分		平成17年度	平成18年度 (伸率)	平成19年度 (伸率)	平成20年度 (伸率)	平成21年度 (伸率)
居宅介護	居宅サービス費(居住系を除く)	7,046,211	6,553,962 -7.0	6,011,797 -8.3	6,000,570 -0.2	6,511,517 8.5
	利用者数	74,650	60,776 -18.6	48,201 -20.7	47,052 -2.4	48,545 3.2
	一人当たり給付費概算(月額)	94	108 14.9	125 15.7	128 2.4	134 4.7
	居住系サービス費	1,007,262	1,232,437 22.4	1,487,607 20.7	1,751,196 17.7	1,955,550 11.7
施設	利用者数	5,140	6,266 21.9	7,446 18.8	8,686 16.7	9,471 9.0
	一人当たり給付費概算(月額)	196	197 0.5	200 1.5	202 1.0	206 2.0
	施設サービス費	5,130,703	4,683,899 -8.7	4,905,436 4.7	4,839,609 -1.3	4,877,498 0.8
介護予防	利用者数	17,644	17,756 0.6	18,667 5.1	18,499 -0.9	17,952 -3.0
	一人当たり給付費概算(月額)	291	264 -9.3	263 -0.4	262 -0.4	272 3.8
	介護予防サービス費		410,812	811,518 97.5	930,268 14.6	948,928 2.0
介護予防	利用者数		12,525	23,418 87.0	25,482 8.8	25,369 -0.4
	一人当たり給付費概算(月額)		33	35 6.1	37 5.7	37 0.0

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用額の割合を見ると、要支援2以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて利用割合が高くなっている。また、要介護度別の経年比較では、全体の利用割合が増加傾向にある中で、要支援2と要介護1の平成22年4月の利用割合が前年に比べ低下している。

グラフ43 介護度別支給限度額に対する利用割合（各年4月実績）



（単位：円）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	49,700	104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300
平成22年4月 平均利用額	19,803	31,889	59,976	92,292	136,177	181,745	221,252

## 5 地域支援事業

平成 18 年度から、65 歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

### (1) 介護予防事業〔特定高齢者事業〕

#### 高齢者把握事業

要介護認定されていない 65 歳以上の高齢者のうち、介護予防基本チェックリストや医療機関での生活機能評価を経て、要介護状態等になるおそれが高い虚弱な状態にある高齢者（特定高齢者）を把握する。

特定高齢者は、地域包括支援センターで個別の介護予防プランを作成し、介護予防事業に参加する。

#### 【介護予防プラン作成実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
プラン作成人数	101 人	108 人	71 人	135 人

#### 運動器の機能向上事業

運動機能が低下した特定高齢者を対象に、バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者施設等で実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
参加延べ人数	2,056 人	900 人	498 人	1,099 人

平成 18 年度実績は「筋力向上トレーニング教室」と「転倒予防教室」の合計。

平成 19 年度以降の実績は「転倒予防教室」のみの数値。

#### 栄養改善事業

低栄養状態にある特定高齢者を対象に、「食」を通じて個々の食生活の改善と確立を目的として事業者施設等で実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	4 会場	2 会場	1 会場	2 会場
参加延べ人数	348 人	60 人	38 人	62 人

平成 18 年度は、介護予防一般高齢者事業（食生活改善事業）と同時開催。

### 口腔機能向上事業

摂食・嚥下機能が低下した特定高齢者を対象に、機能悪化の予防と口腔機能の向上を目的として事業者施設等で実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	-	2 会場	1 会場	2 会場
参加延べ人数	-	72 人	52 人	42 人

### 閉じこもり予防等訪問事業

うつ、閉じこもり状態の特定高齢者を対象に、生活全般の改善と活性化を目的として介護福祉士等による相談・訪問事業を実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
参加者数	5 人	19 人	8 人	5 人
訪問回数	23 回	73 回	38 回	26 回

## (2) 介護予防事業〔一般高齢者事業〕

### 介護予防普及啓発事業

一般の高齢者(65歳以上の第1号被保険者)を対象に、介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み、及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

#### ア 運動器の機能向上事業

一般高齢者を対象に、バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者施設等で実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	-	10 会場	8 会場	9 会場
参加延べ人数	-	1,464 人	861 人	831 人

平成 18 年度は介護予防特定高齢者事業と同時開催。

平成 19 年度実績は「体力づくり教室」と「筋力アップ教室」の合計。

平成 20 年度実績は「体力づくり教室」と「体力づくり体験教室」の合計。

平成 21 年度実績は「体力づくり教室」と「膝痛予防体操教室」の合計。

#### イ 食生活改善事業

一般高齢者を対象に、栄養状態の改善や個々の食生活の確立を目的として事業者施設等で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	-	2 会場	2 会場	2 会場
参加延べ人数	-	280 人	106 人	163 人

平成 18 年度は介護予防特定高齢者事業と同時開催。

ウ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会を実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	9 回	1 回	2 回	2 回
参加延べ人数	223 人	85 人	455 人	225 人

エ うつ予防普及啓発事業

閉じこもりぎみの高齢者を対象に、レクレーションや文化講座を通じて交流を図り、活動意欲を引き出すことを目的として高齢者施設で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施会場数	-	1 会場	1 会場	1 会場
参加延べ人数	-	60 人	158 人	267 人

オ 介護予防総合講座

介護予防の基本となる運動・栄養・口腔・認知症などを取り上げたプログラムにより、一般高齢者の健康づくりや社会参加を促す講座を高齢者施設で実施している。

【開催状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会場数	-	5 会場	4 会場	4 会場
参加延べ人数	-	971 人	720 人	563 人

カ 介護保険・高齢者保健福祉の手引き（「銀のしおり」）の発行

高齢者福祉サービスを多くの方に周知し、効果的な利用の促進を図るために 2 種類（充実版、保存版）の手引きを作成した。保存版は平成 21 年度内に 65 歳になる区民のいる世帯に郵送し、充実版は関係機関向けに配布している。

【発行実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保存版	48,000 部	5,000 部	5,000 部	5,300 部
充実版	6,000 部	5,000 部	5,000 部	4,200 部

平成 20 年度からは一般会計からの支出による事業として実施。

## キ 認知症サポート講座

平成 20 年度まで、地域全体で認知症高齢者を支えていく仕組みづくりを構築するために、認知症に対する知識や対応方法、権利擁護などについて、認知症を抱える家族等を支える区民やその他一般高齢者への普及啓発の講座を実施した。

### 【開催状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
回数	8 回 (4 会場)	8 回 (4 会場)	8 回 (2 会場)	-
参加延べ人数	204 人	141 人	135 人	-

平成 21 年度の認知症高齢者支援にかかわる事業としては「認知症サポーター養成講座」を一般事業として実施している。実施回数 11 回 (11 会場) 参加延べ人数 344 人

## 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者施設で実施している。

### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業の種類	63 種類	90 種類	88 種類	105 種類
実施回数	876 回	1,197 回	1,463 回	1,581 回
参加延べ人数	14,376 人	19,779 人	23,332 人	25,722 人

## (3) 包括的支援事業

### 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4 つの生活圏域 (保健福祉センター圏域) ごとにそれぞれ 2 か所、計 8 か所あり、保健師 (又は看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

#### 運営方法

社会福祉法人に委託

#### 窓口開設時間

月～金曜日...午前 9 時～午後 7 時、土曜日...午前 9 時～午後 5 時

日曜日・祝日・年末年始...休業 (緊急時は時間外や休業日も電話で対応)

#### 主な業務内容

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談件数は表 4 4、相談内容内訳は表 4 5 のとおりである。

表 4 4 担当区域及び相談件数 (平成21年度実績 単位：延べ件数)

名称	担当区域	相談件数
南中野	南台全域/弥生町 3～6丁目と 1, 2丁目(一部)	3,683
本町	弥生町 1, 2丁目(一部)/本町 5, 6丁目と 1～4丁目(一部)/中央 3～5丁目(一部)	4,961
東中野	本町 1～4丁目(一部)/中央 1, 2丁目と 3丁目(一部)/東中野 1, 2, 4, 5丁目/中野 1丁目(一部)	3,533
中野	中央 3～5丁目(一部)/東中野 3丁目/中野 2, 3, 6丁目と 1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井 1丁目(一部)	8,054
中野北	中野 4, 5丁目(一部)/新井 2～5丁目と 1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田 1丁目(一部)/野方 2丁目と 1丁目(一部)/大和町 1, 2丁目(一部)	4,246
江古田	沼袋全域/江古田 2～4丁目と 1丁目(一部)/丸山 1丁目と 2丁目(一部)/野方 3, 4丁目と 5, 6丁目(一部)/若宮 1丁目(一部)	5,593
鷺宮	野方 1, 5丁目(一部)/大和町 3, 4丁目と 1, 2丁目(一部)/若宮 2, 3丁目と 1丁目(一部)/白鷺 1丁目	3,540
上鷺宮	丸山 2丁目(一部)/野方 6丁目(一部)/白鷺 2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	4,193
合計		37,803

表 4 5 相談内容別内訳

相談内容	構成比
介護保険関係	47%
その他	14%
他の機関との連携	11%
ケアマネジャー支援	6%
予防ケアマネジメント	5%
区のサービス	5%
認知症	5%
権利擁護	4%
地域支援事業	2%
実態把握訪問	1%

### 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第 115 条の 39 の規定に基づき、中野区地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成 17 年 11 月に設置した。

#### 運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関する事
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関する事
- ・多機関ネットワークの構築に関する事
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関する事
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関する事。

#### 委員構成及び任期

・定数は 15 人以内で、学識経験者 2 名、区内関係団体代表 10 名、被保険者代表 3 名で構成される。任期は平成 24 年 1 月までの 2 年間。



#### (4) 任意事業

##### 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方を保護する成年後見制度において申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

##### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
申立件数	9 件	20 件	28 件	17 件

なお、本人が低所得者のために、後見人報酬を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬の一部を補助する制度がある。

##### 権利擁護事業

成年後見制度の普及及び促進のため、後見人を申立てる必要がある専門的な相談について、弁護士、司法書士等による相談会を実施している(平成 16 年度より中野区社会福祉協議会に事業委託)。

##### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
成年後見相談会	19 回	19 回	21 回	17 回
出張説明会等	21 回	23 回	24 回	7 回

##### 給付確認(介護費用適正化緊急対策事業)

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者は居宅サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

##### 【実績】

発送時期	通知対象	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
7 月	1～3 月利用分	6,292 件	6,095 件	6,160 件	6,307 件
1 月	7～9 月利用分	6,211 件	6,329 件	6,272 件	6,492 件

##### 住宅改修理由書作成助成

居宅介護サービスを利用しておらず、ケアマネジャーと契約していない要介護等認定者が住宅改修を行う場合、住宅改修費請求に必要な理由書を専門知識を有するケアマネジャー等に作成してもらう際に要する費用の一部を助成する。

##### 【助成実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
助成件数	96 件	104 件	99 件	161 件

### 家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	20 回( 4 会場 )	24 回( 4 会場 )	24 回( 4 会場 )	24 回( 4 会場 )
参加延べ人数	186 人	251 人	259 人	231 人

### 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPS を利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

#### 【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実人員	25 人	33 人	40 人	38 人
利用者延べ人数	240 人	273 人	279 人	283 人

### 紙おむつサービス

65 歳以上の高齢者(平成 18 年度からは要介護 1 以上の方)に対して、紙おむつを月に 1 回支給している。

#### 【事業実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
月平均利用者数	1,043 人	1,102 人	1,168 人	1,260 人
延べ利用者数	12,508 人	13,222 人	14,009 人	15,119 人

### ふれあい食事サービス

地域社会との交流が少なく、栄養改善及び見守りが必要な要支援または虚弱な 65 歳以上の高齢者に昼食を提供することにより健康保持と孤立化防止を図るため、ふれあい食事サービスを実施している。

#### 【サービス実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
月平均実利用者数	220 人	161 人	158 人	140 人
延べ配食数	3,581 食	7,199 食	7,144 食	6,412 食

### 緊急一時宿泊事業

介護者の急病、火事などの災害、家族からの虐待などにより在宅生活が困難

な、おおむね 65 歳以上の高齢者に対し緊急時の一時宿泊事業(原則 6 泊 7 日)を実施している。

**【事業実績】**

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
延べ利用日数	248 日	388 日	257 日	279 日
延べ利用者数	38 人	54 人	36 人	37 人

**介護サービス事業者育成支援**

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施した。

**【介護サービス事業者等研修会実施状況】**

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	15 回	9 回	9 回	15 回
参加事業所数	849 事業所	669 事業所	680 事業所	1,011 事業所
参加人員	1,035 人	729 人	858 人	1,302 人

研修の詳細は 47 ページの「研修の実施」を参照。

## 6 介護保険料

### (1) 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取り扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取り扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

### (2) 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間（以下この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成15年度からの介護保険料改定の経緯はおおむね次のとおりである。

ア 平成15年度から平成17年度（第2期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。（保険料の基準額（年額）は40,800円。）

イ 平成18年度から平成20年度（第3期計画期間）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成17年税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度までの3年間に限りとることとした。（保険料の基準額（年額）は48,600円。）

ウ 平成21年度から平成23年度（第4期計画期間）

保険料段階区分を12段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は48,900円。）

第3期計画期間から現行の第4期計画期間への介護保険料改定内容は表46、第4期計画期間における所得段階別保険料は表47のとおりである。

表 4 6 保険料改定の比較

保険料段階		料率	年 額	月 額		保険料段階	料率	年 額	月 額		
第 1 段階		0.50	24,300	2,025	→	第 1 段階	0.50	24,400	2,033		
第 2 段階		0.60	29,100	2,430		第 2 段階	0.55	26,800	2,233		
第 3 段階		0.75	36,400	3,038		第 3 段階	0.70	34,200	2,850		
第 4 段階		1.00	48,600	4,050		特 例 第 4 段階	80万以下	0.85	41,500	3,458	
激変緩和	第 1 段階からの移行者	0.83	40,300	3,362				80万を超える	0.95	46,400	3,866
	第 2 段階からの移行者	0.86	41,700	3,483							
	第 3 段階からの移行者	0.91	44,200	3,686							
第 5 段階	200万未満	1.25	60,700	5,063			第 5 段階	125万未満	1.01	49,300	4,108
激変緩和	第 1 段階からの移行者	1.00	48,600	4,050			第 6 段階	150万未満	1.10	53,700	4,475
	第 2 段階からの移行者	1.03	50,000	4,172			第 7 段階	200万未満	1.20	58,600	4,883
	第 3 段階からの移行者	1.08	52,400	4,374							
	第 4 段階からの移行者	1.16	56,300	4,698							
第 6 段階	500万未満	1.50	72,900	6,075		第 8 段階	350万未満	1.40	68,400	5,700	
第 7 段階	800万未満	1.75	85,000	7,088		第 9 段階	500万未満	1.55	75,700	6,308	
第 8 段階	800万以上	2.00	97,200	8,100		第 10 段階	700万未満	1.85	90,400	7,533	
						第 11 段階	1000万未満	2.15	105,100	8,758	
						第 12 段階	1000万以上	2.35	114,900	9,575	

表 4 7 第 4 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

区 分		料率	保険料年額
第1段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税	0.50	24,400
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.55	26,800
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えている	0.70	34,200
特例第4段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、他の世帯員が特別区民税課税	0.85	41,500
第4段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて、他の世帯員が特別区民税課税	0.95	46,400
第5段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.01	49,300
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満	1.10	53,700
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.20	58,600
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満	1.40	68,400
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.55	75,700
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.85	90,400
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	2.15	105,100
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	2.35	114,900

基準額・・・48,900円 表中の「特別区民税」には「市町村民税」を含む。

### (3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表48のとおりである。

表48 所得段階別第1号被保険者数(単位:人、%)

	第3期中野区介護保険事業計画期間						第4期中野区介護保険事業計画期間		
	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比
第1段階	2,493	4.3%	2,574	4.3%	2,697	4.5%	第1段階	2,847	4.7%
第2段階	9,665	16.6%	9,951	16.8%	9,959	16.5%	第2段階	10,135	16.6%
第3段階	5,205	8.9%	5,436	9.2%	5,692	9.4%	第3段階	6,003	9.8%
第4段階	13,708	23.6%	13,783	23.3%	13,845	22.9%	第4段階	9,348	15.3%
第5段階	11,877	20.4%	12,155	20.5%	12,535	20.8%	特例第4段階	4,432	7.3%
							第5段階	5,977	9.8%
第6段階	10,536	18.1%	10,643	18.0%	10,779	17.9%	第6段階	2,243	3.7%
							第7段階	4,665	7.6%
第6段階	10,536	18.1%	10,643	18.0%	10,779	17.9%	第8段階	7,818	12.8%
第7段階	2,112	3.6%	2,091	3.5%	2,146	3.6%	第9段階	2,946	4.8%
第8段階	2,591	4.5%	2,636	4.4%	2,678	4.4%	第10段階	1,593	2.6%
合計	58,187		59,269		60,331		第11段階	1,126	1.8%
							第12段階	1,909	3.1%
合計	58,187		59,269		60,331		合計	61,042	

第1号被保険者の所得段階別被保険者数

平成21年度末日時点で保険料を賦課していた第1号被保険者数(表50における第1号被保険者数においても同じ)。2ページの表2、7ページの表10、8ページの表11における第1号被保険者数とは一致しない。

### (4) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた時など減免要件に該当し、やむをえない理由があると認めるときに適用される。平成21年度の申請件数は0件であった。

### (5) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施した。

減額の要件(収入のほか、資産などが一定の条件)に該当した場合に適用される。

表 4 9 平成 2 1 年度の保険料減額承認決定状況 ( 単位 : 件、円 )

区 分	減額後の保険料	件数	減額調定額
第 1 段階の場合	12,200円 第 1 段階の保険料額 × 1/2	0	0
第 2 段階の場合	13,400 第 2 段階の保険料額 × 1/2	36	477,900
第 3 段階の場合	26,800 第 3 段階の保険料額 第 2 段階の保険料額	6	44,400
計		42	522,300

( 6 ) 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齡 ( 退職 ) 年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法 ( 特別徴収 ) により徴収するが、年金の年額が 1 8 万円未満の場合や年度途中で 6 5 歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法 ( 普通徴収 ) により徴収する。なお、平成 1 8 年 7 月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

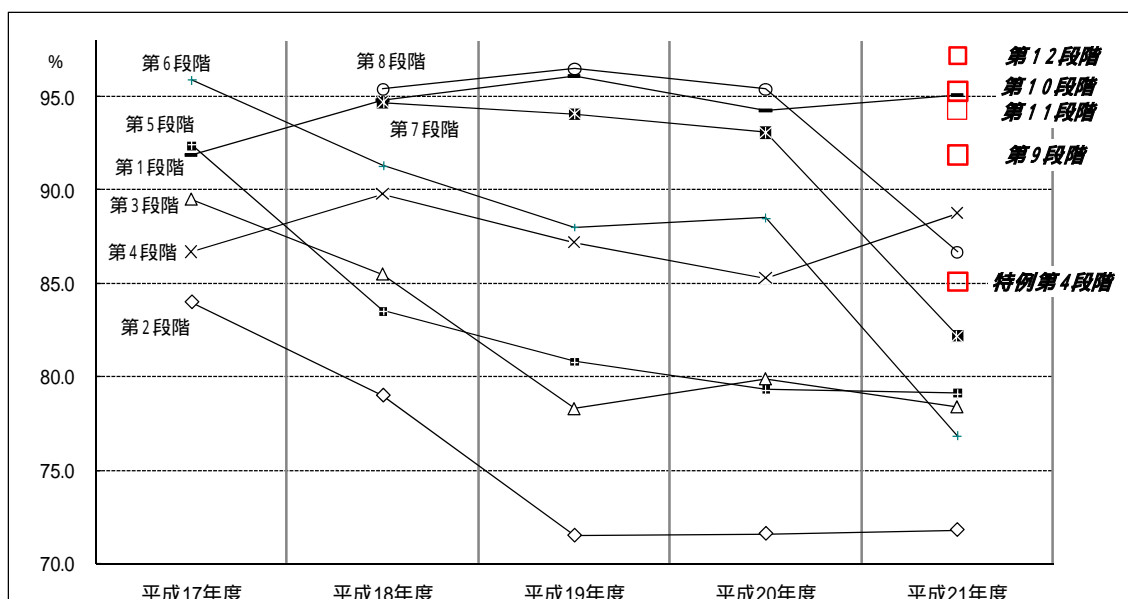
所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表 5 0 のとおりである。おおむね被保険者全体の 4 / 5 が特別徴収、 1 / 5 が普通徴収である。

表 5 0 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数 ( 単位 : 人 )

区分	第 3 期中野区介護保険事業計画期間									第 4 期中野区介護保険事業計画期間			
	平成 18 年度末			平成 19 年度末			平成 20 年度末			区分	平成 21 年度末		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計		特別徴収	普通徴収	計
第 1 段階	762	1,731	2,493	830	1,744	2,574	853	1,844	2,697	第 1 段階	902	1,945	2,847
第 2 段階	7,458	2,207	9,665	7,628	2,323	9,951	7,739	2,220	9,959	第 2 段階	7,883	2,252	10,135
第 3 段階	4,789	416	5,205	5,024	412	5,436	5,263	429	5,692	第 3 段階	5,543	460	6,003
第 4 段階	11,192	2,516	13,708	11,468	2,315	13,783	11,603	2,242	13,845	第 4 段階	7,419	1,929	9,348
										特例第 4 段階	4,250	182	4,432
第 5 段階	9,754	2,123	11,877	10,091	2,064	12,155	10,426	2,109	12,535	第 5 段階	4,904	1,073	5,977
										第 6 段階	1,921	322	2,243
										第 7 段階	4,014	651	4,665
第 6 段階	8,994	1,542	10,536	9,151	1,492	10,643	9,208	1,571	10,779	第 8 段階	6,797	1,021	7,818
										第 9 段階	2,523	423	2,946
第 7 段階	1,727	385	2,112	1,716	375	2,091	1,775	371	2,146	第 10 段階	1,328	265	1,593
第 8 段階	2,036	555	2,591	2,062	574	2,636	2,101	577	2,678	第 11 段階	926	200	1,126
										第 12 段階	1,479	430	1,909
合計 ( 人 )	46,712	11,475	58,187	47,970	11,299	59,269	48,968	11,363	60,331	合計 ( 人 )	49,889	11,153	61,042
比率 (%)	80.3	19.7	100.0	80.9	19.1	100.0	81.2	18.8	100.0	比率 (%)	81.7	18.3	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ5 1のとおり推移している。

グラフ5 1 普通徴収の所得段階別収納率の推移



収納率には、還付未済額を含まない。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表5 2のとおりである。

表5 2 第1号被保険者保険料収納状況  
〔調定額の推移〕（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特別徴収調定額	1,871,593	2,396,041	2,597,881	2,656,226	2,577,363
普通徴収調定額	520,511	620,047	506,182	503,747	474,716
滞納繰越分普通徴収調定額	93,239	98,553	118,211	130,654	135,859
合計	2,485,343	3,114,641	3,222,274	3,290,627	3,187,938

〔収入額の推移（還付未済額を含む。）〕

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特別徴収収入額	1,877,758	2,402,541	2,605,645	2,663,027	2,585,317
普通徴収収入額	465,096	548,467	435,153	429,396	408,709
滞納繰越分普通徴収収入額	16,298	15,268	18,624	17,797	18,004
合計	2,359,152	2,966,276	3,059,422	3,110,220	3,012,030

〔収納率の推移〕

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年度分特別徴収保険料	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%
現年分普通徴収保険料	89.4%	88.5%	86.0%	85.2%	86.1%
滞納繰越分普通徴収保険料	17.5%	15.5%	15.8%	13.6%	13.3%
合計	94.9%	95.2%	94.9%	94.5%	94.5%



## 7 介護サービスの基盤整備

### (1) 介護保険施設等の現況（平成22年4月現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	8施設	630名
介護老人保健施設	1施設	100名
介護療養型医療施設	2施設	195名
短期入所生活介護（ショートステイ）専用床のみ	7施設	61名
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	4施設	221名
特定施設入居者生活介護（ケアハウス）	1施設	60名
通所介護（デイサービス）	37事業所	734名

### (2) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成18年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移管された。

#### 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス事業者の指定、指定基準・介護報酬の設定について意見を聴くため、中野区地域密着型サービス運営委員会を開催した。

委員の定数は7名、任期は2年である。平成22年5月現在、学識経験者1名、区内関係団体代表3名、被保険者代表3名で構成されている。現在、第3期中野区地域密着運営委員会が設置され、任期は平成24年3月までとなっている。平成21年度は3回開催した。

#### 整備の現況（平成22年4月現在）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	7施設	101名
認知症対応型通所介護	9事業所	144名
小規模多機能型居宅介護	3事業所	74名
夜間対応型訪問介護	1事業所	300名

日常生活圏域(保健福祉センター圏域)別整備状況は表53のとおりである。

表53 日常生活圏域別整備状況 (単位：箇所/人)

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型通所介護	1	22	2	36	3	40	3	46	9	144
小規模多機能型居宅介護	2	50	-	-	1	24	-	-	3	74
認知症対応型共同生活介護	2	36	1	18	2	20	2	27	7	101
夜間対応型訪問介護	箇所数1 定員300								1	300

### (3) 施設整備の進捗状況

平成21年度施設整備等介護サービス基盤整備の状況

- ・ 認知症対応型共同生活介護(短期入所生活介護併設) 1施設  
定員18名 平成22年11月開設予定
- ・ 認知症対応型共同生活介護 1施設  
定員9名 平成22年10月開設予定
- ・ 小規模多機能型居宅介護 1施設  
登録定員25名、通所13名、宿泊6名、平成21年11月1日開設
- ・ 認知症対応型共同生活介護 1施設  
定員9名 平成23年4月開設予定
- ・ 特別養護老人ホーム 1施設  
定員50名以上、短期入所生活介護5名以上、その他提案事業  
公有地を活用して整備に着手し事業者を公募。平成25年4月開設予定

### 第4期事業計画整備目標の進捗状況

	第4期事業計画整備目標		平成22年4月現在整備実績 (整備中を含む)	
	施設数	定員	施設数	定員
認知症対応型共同生活介護	4	72	3	36
小規模多機能型居宅介護	6	150	1(開設済)	25(開設済)
小規模特別養護老人ホーム	1	29	0	0
特別養護老人ホーム	1	70	1	50

### (4) 江古田の森保健福祉施設

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づく運営協議会を

設置し、運営事業について協議した。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団 3 名、中野区 3 名の 6 名で構成され、平成 21 年度は 2 回開催した。

【施設運営状況】

平成 22 年 3 月実績

事業内容	定員	利用実績	備考
介護老人福祉施設	100名	100名	
短期入所生活介護	20名	30名	専用床
通所介護(一般型)	30名	29名	
認知症対応型通所介護	10名	6名	
居宅介護支援事業所		81名	
訪問介護		292名	
介護老人保健施設	100名	96名	
通所リハビリテーション	40名	35名	
訪問リハビリテーション		225名	
特定施設入居者生活介護(ケアハウス)	60名	60名	

利用実績は登録者数等ではなく 1 日当たりの平均利用人数

## 8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

### (1) 利用者負担の軽減

生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計13サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表54のとおり推移している。

表54 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	417	1,615	299	401	208	260	189	332	183	312

高額介護サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の1割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。

高額介護サービス費の支給実績は表55のとおりである。なお、平成17年10月から、区市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について、上限額が24,600円から15,000円に引き下げられた。

表55 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,076	28,529	549	7,450	8,723	57,651	2,220	12,904	14,568	106,534
平成18年度	2,950	30,444	14,194	182,706	908	30,403	3,639	20,517	21,691	264,070
平成19年度	3,143	33,296	14,614	174,411	3,157	18,589	3,080	16,309	23,994	242,605
平成20年度	3,388	35,757	15,959	184,390	3,493	19,975	3,053	14,903	25,893	255,025
平成21年度	3,732	41,667	16,476	197,971	3,635	22,763	3,022	15,022	26,865	277,423

### 高額介護サービス費等資金貸付事業（介護保険保健福祉事業）

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費等資金貸付基金を運用し高額介護サービス費相当額の貸付（無利子）を行っている。これまでの貸付実績は表56のとおり推移している。

表56 高額介護サービス費等資金貸付事業実績（単位：件、円）

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	27	204,659	37	683,224	30	598,692	19	355,453	18	282,345

### 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成17年10月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階の方であり、具体的には表57のとおりである。

表57 段階別負担限度額認定対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	区市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者
第2段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	区市町村民税世帯非課税世帯で、利用者負担段階が第2段階以外の方（課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方など）

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表58のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表59のとおりである。

表58 居住費の負担限度額（日額）

	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
多床室（相部屋）	0円	320円	320円	320円
従来型個室	特養等	320円	420円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室	820円	820円	1,640円	1,970円

表 5 9 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
300 円	390 円	650 円	1,380 円

負担限度額認定者数の実績は表 6 0 のとおりである。

表 6 0 負担限度額認定者数 (単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第 1 段階	161	210	231	251	282
第 2 段階	787	892	954	984	1,064
第 3 段階	290	237	282	293	323
計	1,238	1,339	1,467	1,528	1,669

#### 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。平成 2 1 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 6 1 のとおりである。

表 6 1 旧措置入所者利用負担減免認定者数

減 額	17 人
免 除	21 人
計	38 人

#### 高額医療・高額介護合算療養費制度

平成 2 1 年度から高額医療・高額介護合算療養費の支払いが開始された。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年 8 月からの 1 年間(平成 2 0 年度にかかる分は平成 2 0 年 4 月から平成 2 1 年 7 月まで)に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の 1 割相当分(医療保険は 1 割から 3 割相当分)であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

表 6 2 高額医療・高額介護合算療養費 支給実績

支給件数	支給金額
603 件	23,415,343 円

制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65歳になる前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成18年4月1日以降に65歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。平成21年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

## （2） 介護給付費準備基金

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護給付費用等の推計を基に算出される。納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成21年度から平成23年度は約20%）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合は、介護給付費準備基金に積み立てられる。

一方、介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を下回った場合は、不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

さらに、介護給付費準備基金を取り崩してもなお不足額が生じた場合は都道府県が設置する財政安定化基金から借入れ、次期事業計画期間における第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、財政安定化基金に返還する。

平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険事業計画期間の最終年度にあたっては、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、156,555,900円を取り崩した。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、平成18年度から平成20年度まで介護保険料収入が介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回ったため、基金に積み立てることとなった。

積立額には、第1号被保険者の介護保険料の他、基金運用利子が含まれる。

平成12年度から平成21年度までの介護給付費準備基金の積立、取り崩し状況は、表63のとおりである。なお、第4期介護保険事業計画では、平成21年度から平成23年度までで8億円を取り崩す予定であったが、平成21年度は介護給付費の支出が見込みを下回ったことから基金の取崩しはなかった。

表 6 3 介護給付費準備基金の状況

(単位：円)

区分	積立額	取崩額	基金残高
平成12年度	589,388,000	0	589,388,000
平成13年度	407,845,300	0	997,233,300
平成14年度	172,163	570,229	996,835,234
平成15年度	551,229	0	997,386,463
平成16年度	21,279,901	193,793,221	824,873,143
平成17年度	897,014	156,555,900	669,214,257
平成18年度	227,029,000	0	896,243,257
平成19年度	299,642,000	0	1,195,885,257
平成20年度	273,622,000	0	1,469,507,257
平成21年度	140,101,101	0	1,609,608,358

各年度の基金残高は5月末現在。

### (3) 介護従事者処遇改善臨時特例基金

平成21年度から第4期介護保険事業計画期間における介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、平成20年度に「介護従事者処遇改善特例交付金」が国庫補助金として交付された(交付額は約2億9百万円)。この交付金を介護保険料の補助として3年間運用するため、「中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金」を創設し、全額を積み立てた。平成21年度は、同基金から約1億3,138万6千円を介護保険料の補助として取崩し、介護保険特別会計へ繰り入れた。

### (4) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、職員の確保や定着支援、職種や職層に応じた研修を実施している。

#### 介護職員の確保・定着支援

#### ア 介護従事者確保のための支援(平成21年度新規事業)

##### 介護サービス担い手の発掘と就労支援の実施

介護の職につくことを希望する学生や区民を対象に介護サービス事業所や介護保険施設の見学会を開催した。あわせて、介護業務について現場の職員から実践体験ややりがい等の話を聞く機会を設けた。

##### 【実施状況】

参加人数：29名(学生17名・その他区民等12名)

##### 就職面接会の実施

ハローワーク及び産業振興分野と共同で、区内介護保険事業者の介護職員確保のため面接会を実施した。



**【実施状況】**

参加事業者（区内事業者）： 8社  
面接した求職者の延べ人数： 76人  
採用人数： 8人

イ 「中野区介護雇用プログラム」の実施（平成21年度新規事業）

区が委託した介護事業者が、無資格の離職失業者等を有期雇用（6ヶ月以内）し、介護補助業務に従事させながら資格を取得させる。プログラム終了後は正規雇用につなげる。区はその間の給与、受講料等を委託料として支払う。

**【実施状況】**

委託事業者数： 9事業者  
雇用実績： 10名

ウ 介護従事者定着支援事業の実施（21年度新規事業）

資格取得経費助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成する。

**【実施状況】**

申請事業者数： 13事業所  
助成人数： 23名

外部研修受講費用助成

24時間・365日対応のサービスを提供している介護保険施設の介護従事者が、外部の研修などに参加した際の受講費用を助成する。

**【実施状況】**

申請事業者数： 9事業所

エ 介護従事者雇用創出事業の実施

資格取得助成

雇用の促進を支援するために、資格（ヘルパー2級）の取得を条件として無資格者を新規採用（又は採用内定）した事業者に対し、資格取得のための講習費用を助成する。

**【実施状況】**

申請事業者数： 9事業所  
助成人数： 12名

研修の実施

ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施した。

【平成 21 年度実施状況】

研修名	実施回数	参加延べ人数
管理者研修	1	100 人
中堅職員研修	1	78 人
新任研修	1	102 人
介護従事者研修	3	290 人

イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

高齢者虐待と高齢者福祉サービス、サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	4 回	3 回	3 回	3 回
参加延べ人数	231 人	230 人	241 人	175 人

ウ 介護従事者育成研修（平成 21 年度新規事業）

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施した。

平成 21 年度実績：1 回 168 人参加

エ ケアマネジャー研修

ケアマネジメント事業者のケアマネジャーに対して、高齢者虐待、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアが行われるための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	4 回	3 回	4 回	4 回
参加延べ人数	324 人	265 人	395 人	316 人

オ 地域ケアマネ支援研修（平成 21 年度新規事業）

地域包括支援センターと地域ケアマネジャーとの関わり、連携を深めるための研修を地域包括支援センターと共同で実施した。

【実施状況】1 回 73 人参加

地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ケアマネジャー支援	1,192 件	1,871 件	3,374 件	3,903
他機関関連相談	-	3,681 件	5,803 件	7,678

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	8 回	13 回	13 回	21 回
参加延べ人数	269 人	271 人	356 人	551 人

中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発であり、平成 20 年度からは新たに 2 つの部会（福祉用具・住宅改修部会、グループホーム部会）を加え、計 5 部会（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会）で研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。

区では、介護サービス事業所研修を共催で実施するなど、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

（ 5 ） 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度に指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー指導を行っている。平成 21 年度の調査指導実績は表 6 4 のとおりである。

表 6 4 介護サービス別調査指導事業所数

（単位：事業所）

	居宅介護支援	訪問介護	介護予防支援	通所介護	老人保健施設	通所リハビリテーション	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	合計
事業所数	5	8	0	1	0		3	1	1	19
フォロー指導数	4	0	0	3	0	0	2	2	1	12

## (6) 事故報告

平成21年度の介護サービスにおける事故報告は156件であった。サービス種別の受理件数は表65のとおり推移している。

表65 介護サービス別事故報告件数(単位:件)

サービス種別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設サービス	35	38	73	52	68
居宅サービス等	30	40	58	68	88
合計	65	78	131	120	156

## (7) 苦情調整

介護保険に関して、平成21年度は159件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は表66のとおり推移している。

表66 苦情申立人別苦情の内訳(単位:件)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
本人	76	250	112	173	114
家族	42	44	49	31	38
ケアマネジャー	3	3	2	2	1
事業者・施設	1	2	3	2	2
その他	3	2	6	2	4
合 計	125	301	172	210	159

苦情の具体的な内容とその対応状況の推移は、表67及び表68のとおりである。

表67 苦情内容別内訳(単位:件)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要介護認定	1	3	4	2	0
保険料	53	251	114	165	109
ケアプラン	3	2	8	6	3
サービス提供・保険給付	59	36	41	29	37
合 計	116	292	167	202	149
(再掲) サービスの種類(予防含む)	-	-	-	-	-
居宅介護支援	18	7	14	3	6
訪問介護	21	12	5	5	12
その他	20	17	22	21	19
(再掲) 苦情内容	-	-	-	-	-
サービスの質	15	8	7	2	8
従事者の態度	17	12	15	10	19
利用者負担	0	0	0	1	0
その他	27	16	19	15	10
その他	9	9	5	8	10
合 計	125	301	172	210	159

表 6 8 苦情への対応

(単位：件)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
申立者に説明・助言	89	273	142	182	137
当事者間を調整等	33	27	26	24	22
他機関を紹介等	1	0	3	2	0
その他	2	1	1	2	0
合 計	125	301	172	210	159

## ( 8 ) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成21年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は0件であった。これまでの状況(平成22年3月末現在)は表69のとおりである。

表 6 9 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳

(単位：件)

年 度	請求 件数	審査結果				
		棄却	原処分取消	却下	取り下げ	継続中
平成19年度	1	1	0	0	0	0
平成20年度	2	1	0	1	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0

## 9 介護保険制度の広報活動

### (1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

### (2) 区報掲載

平成20年4月から平成21年3月までに区報掲載した介護保険関連記事の主な内容は以下のとおりである。

平成21年4月	介護従事者資格取得費用助成の案内 介護保険料改定の案内
5月	地域密着型サービスの案内 介護保険負担限度額認定の案内
6月	介護支援専門員(ケアマネ)実務研修受講試験の案内 65歳以上の方への介護保険料決定通知書の送付
10月	「介護の日」啓発事業の案内 介護の仕事を知るための施設見学会の参加募集
11月	平成19年度介護保険の運営状況の公表
12月	高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担額証明書等の案内
平成22年1月	「介護給付費通知」の案内
2月	介護保険と確定申告の案内 介護認定手続きの案内 介護認定調査員採用選考実施の案内
3月	第13回保健福祉審議会介護保険部会の傍聴案内 介護保険料決定通知書の送付案内

上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

### (3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サー

ビスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

#### (4) 「介護の日」の啓発活動

「介護の日」は、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護に関わる啓発を重点的に実施するための日として平成20年度に創設された。

区では、平成21年度の「介護の日」にかかわる啓発事業を、中野区介護サービス事業者連絡会との共催により以下のとおり実施した。

##### 【実施期間】

平成21年11月4日から11月9日まで

##### 【実施内容】

###### 相談コーナーの設置

区役所1階の区民ホールに相談コーナーを設置し、来庁する区民の相談に応じ、地域包括支援センターを紹介する等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレットを展示し、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

###### 福祉用具展示コーナーの設置

区役所1階の区民ホールに福祉用具展示コーナーを設置し、介護ベッド、ポータブルトイレ、自動昇降機等の福祉用具を展示した。

###### 中野区介護サービス事業者連絡会PRコーナーの設置

中野区介護サービス事業者連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示を行った。

## 10 介護保険部会

### (1) 第5期中野区保健福祉審議会「介護保険部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第5期中野区保健福祉審議会は、平成20年1月25日に発足し、諮問内容ごとに専門部会を設置した。

### (2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第5期保健福祉審議会介護保険部会委員名簿 (平成22年4月1日現在)

		職名等 ( 部会長 副部会長 )
区民	関 信夫	公募委員
	三宅 ひろみ	公募委員
学識経験者	村川 浩一	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
	村田 美由紀	共栄大学 国際経営学部 国際経営学科専任講師
	矢部 正治	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科准教授
保健・福祉関係者	竹下 俊文	社団法人 中野区医師会 副会長
	高松 登	社団法人 中野区薬剤師会 副会長
	齊藤 稔	指定訪問介護事業者 (医療法人社団 健友会)
	平林 ちよ子	指定介護老人福祉施設 (社会福祉法人 浄風園)
	高山 修	指定居宅介護支援事業者 (みずたま介護ステーション鷺宮)

敬称略



### (3) 開催状況

平成21年度は以下のとおり開催した。

#### 【開催状況】

第12回介護保険分会（平成21年11月9日（月）開催）

（議題・報告事項等）

平成20年度中野区介護保険運営状況の報告

平成21年度中野区介護保険運営状況

基盤整備の状況

要介護認定の変更及び見直し

介護予防の新たな取組み

第13回介護保険部会（平成22年3月29日（月）開催）

（議題・報告事項等）

平成21年度給付実績（上半期の分析）

平成22年度当初予算の概要

高齢者施策について

中野区の高齢者向け住宅施策の現状

（仮称）地域支え合いネットワーク

補足資料

平成 21 年度介護保険特別会計歳入内訳(収入済額)

(単位:円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	3,059,421,600	3,110,219,600	1.7	3,012,029,700	-3.2
2 使用料及び手数料	0	0	-	300	皆増
3 国庫支出金	3,415,172,873	3,810,061,791	11.6	3,595,184,300	-5.6
1 国庫負担金	2,637,502,000	2,764,506,000	4.8	2,697,260,000	-2.4
2 国庫補助金	777,670,873	1,045,555,791	34.4	897,924,300	-14.1
1 調整交付金	664,173,000	706,187,000	6.3	757,033,000	7.2
2 地域支援事業介護予防交付金	13,376,720	16,162,250	20.8	17,668,500	9.3
3 地域支援事業包括・任意交付金	96,399,153	112,610,655	16.8	123,222,800	9.4
4 介護保険事業費補助金	3,722,000	1,526,000	-59.0	0	皆減
5 介護従事者臨時特例交付金	-	209,069,886	皆増	0	皆減
4 支払基金交付金	4,346,160,070	4,526,955,311	4.2	4,572,558,000	1.0
1 支払基金交付金	4,346,160,070	4,526,955,311	4.2	4,572,558,000	1.0
1 介護給付費交付金	4,329,573,070	4,499,163,311	3.9	4,551,356,000	1.2
2 地域支援事業支援交付金	16,587,000	27,792,000	67.6	21,202,000	-23.7
5 都支出金	2,191,496,880	2,208,358,452	0.8	2,330,028,650	5.5
1 都負担金	2,136,608,944	2,142,472,000	0.3	2,258,833,000	5.4
2 都補助金	54,887,936	65,886,452	20.0	71,195,650	8.1
1 地域支援事業介護予防交付金	6,688,360	8,081,125	20.8	8,834,250	9.3
2 地域支援事業包括・任意交付金	48,199,576	56,305,327	16.8	61,611,400	9.4
3 介護保険事業費補助金	-	1,500,000	皆増	750,000	-50.0
6 財産収入	5,770,755	7,072,824	22.6	9,253,315	30.8
7 繰入金	2,566,199,844	2,581,018,371	0.6	2,762,692,642	7.0
1 一般会計繰入金	2,566,199,844	2,578,475,606	0.5	2,627,178,767	1.9
1 介護給付費繰入金	1,745,059,802	1,792,732,417	2.7	1,895,905,254	5.8
2 地域支援事業介護予防交付金	3,402,111	6,149,252	80.7	6,255,914	1.7
3 地域支援事業包括・任意交付金	46,399,161	53,427,989	15.1	59,304,493	11.0
4 その他一般会計繰入金	771,338,770	726,165,948	-5.9	665,713,106	-8.3
2 基金繰入金	-	2,542,765	皆増	135,513,875	5,229.4
1 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	-	2,542,765	皆増	135,513,875	5,229.4
8 繰越金	311,929,048	317,548,835	1.8	443,519,179	39.7
9 諸収入	56,884,515	20,079,461	-64.7	10,233,146	-49.0
1 延滞金加算金及び科料	174,300	208,800	19.8	374,900	79.5
1 第1号被保険者延滞金	174,300	208,800	19.8	262,900	25.9
2 加算金	0	0	-	112,000	皆増
2 預金利子	3,886,289	2,182,965	-43.8	520,484	-76.2
3 雑入	52,823,926	17,687,696	-66.5	9,337,762	-47.2
合計	15,953,035,585	16,581,314,645	3.9	16,735,499,232	0.9

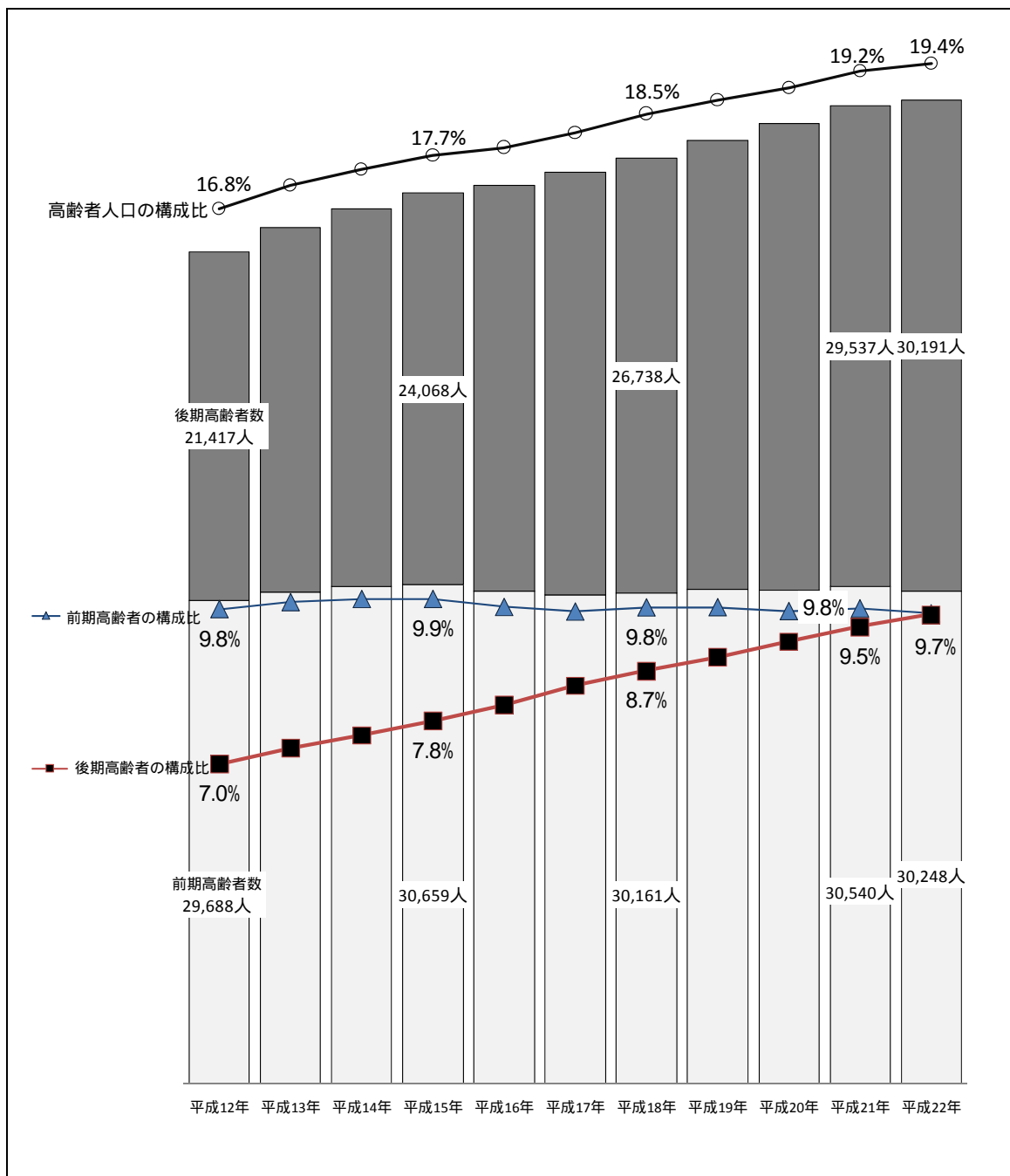
## 平成 21 年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	733,403,582	733,610,326	0.0	673,696,205	-8.2
2 保険給付費	14,000,237,401	14,346,259,820	2.5	15,174,366,716	5.8
1 保険給付費	14,000,237,401	14,346,259,820	2.5	15,174,366,716	5.8
1 保険給付費	13,975,601,431	14,320,703,585	2.5	15,147,778,971	5.8
2 審査支払費	24,635,970	25,556,235	3.7	26,587,745	4.0
3 地域支援事業費	270,209,622	328,569,780	21.6	348,480,260	6.1
介護予防事業	27,693,993	49,458,419	78.6	50,419,815	1.9
包括・任意事業	242,515,629	279,111,361	15.1	298,060,445	6.8
4 財政安定化基金拠出金	4,541,374	4,541,374	0.0	0	皆減
5 基金積立金	299,642,000	482,691,886	61.1	140,175,727	-71.0
6 諸支出金	327,452,771	242,122,280	-26.1	310,449,511	28.2
1 償還金及び還付加算金	254,246,354	223,030,969	-12.3	310,449,511	39.2
2 繰出金	73,206,417	19,091,311	-73.9	0	皆減
7 予備費	0	0	-		-
合 計	15,635,486,750	16,137,795,466	3.2	16,647,168,419	3.2

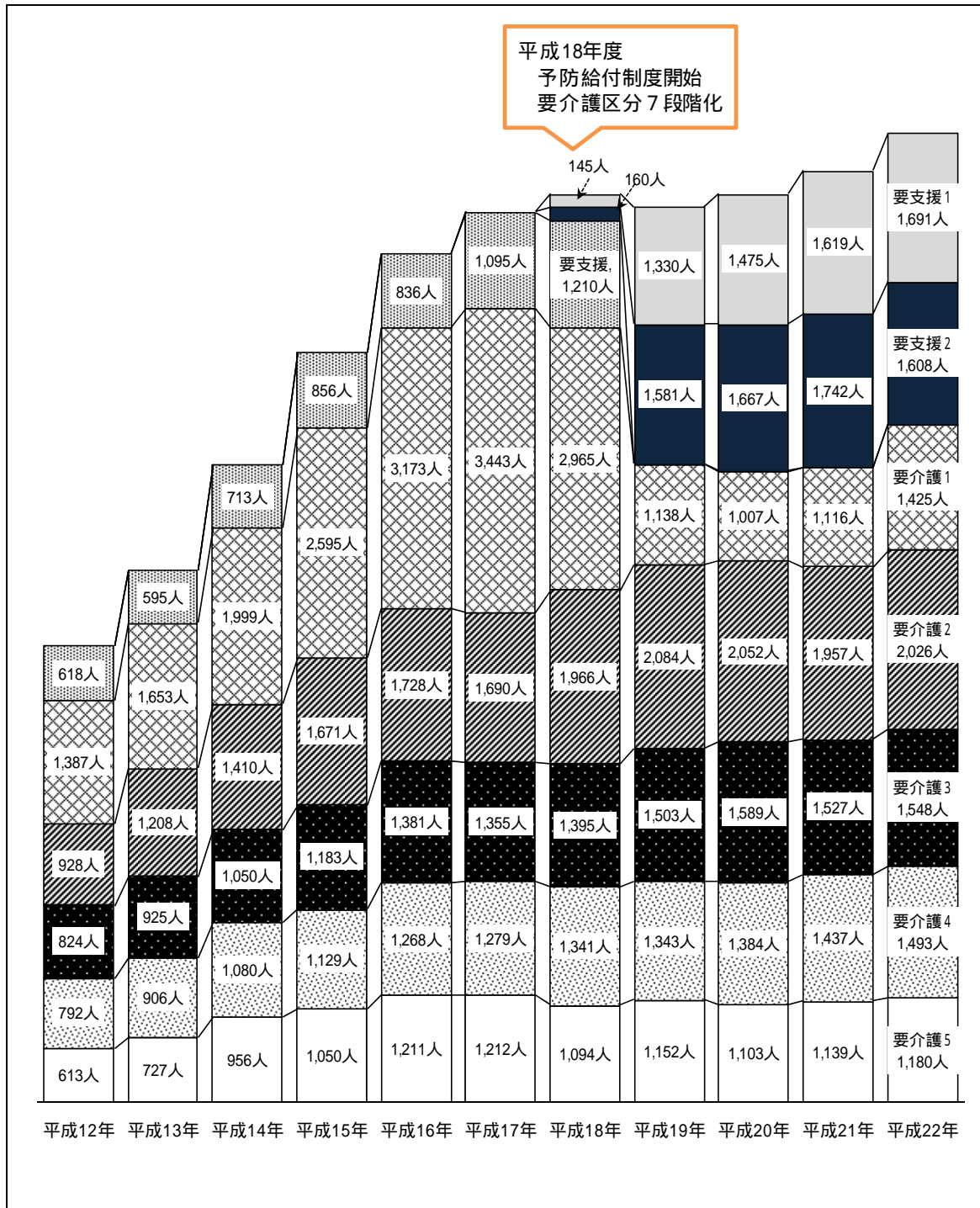
介護保険制度発足後10年間の動き

【中野区の高齢者人口】



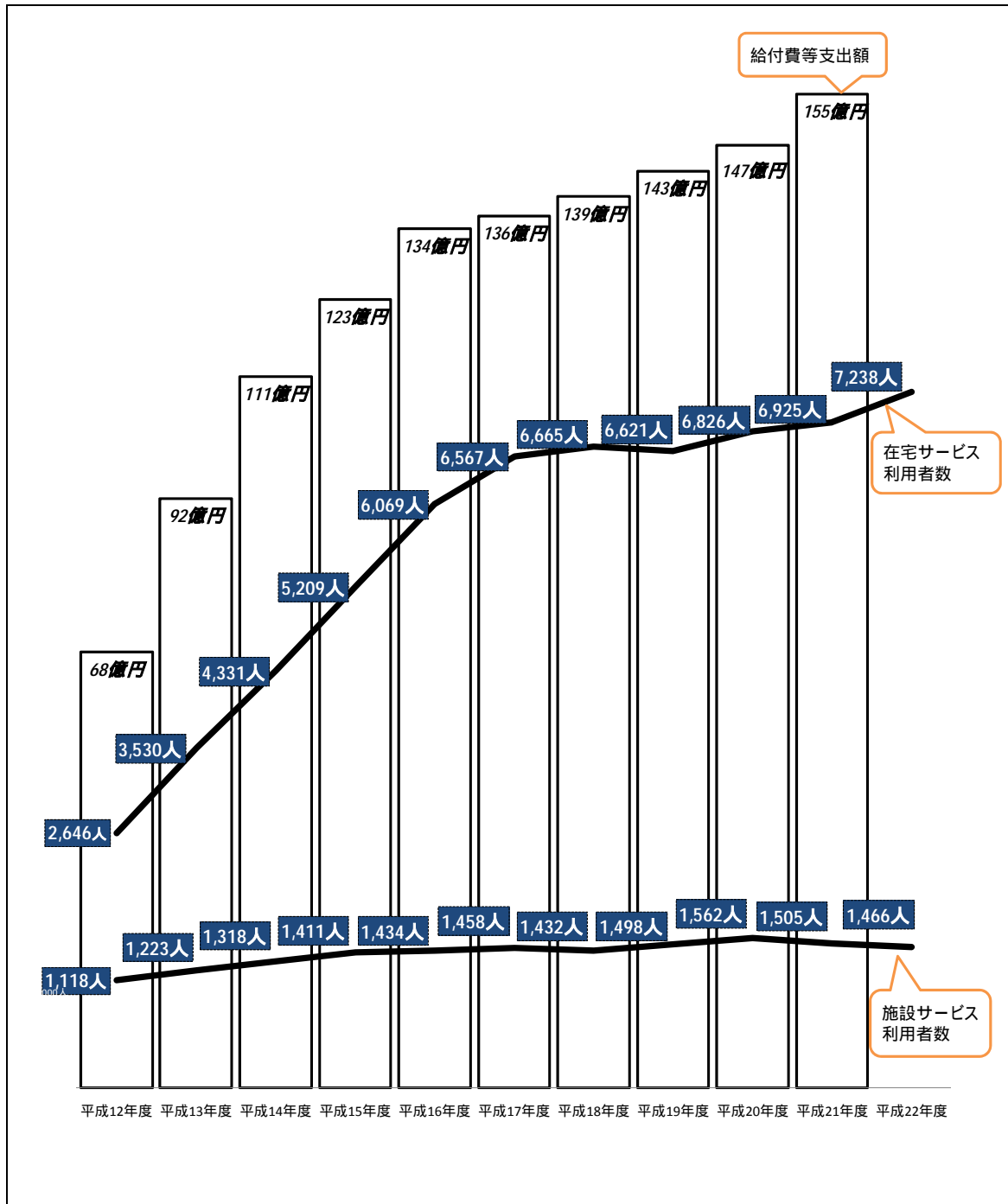
各年4月1日時点の人口及び構成比について、各年度の中野区介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

### 【要介護・要支援認定者数】



各年4月末日の認定者数について、各年度の介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

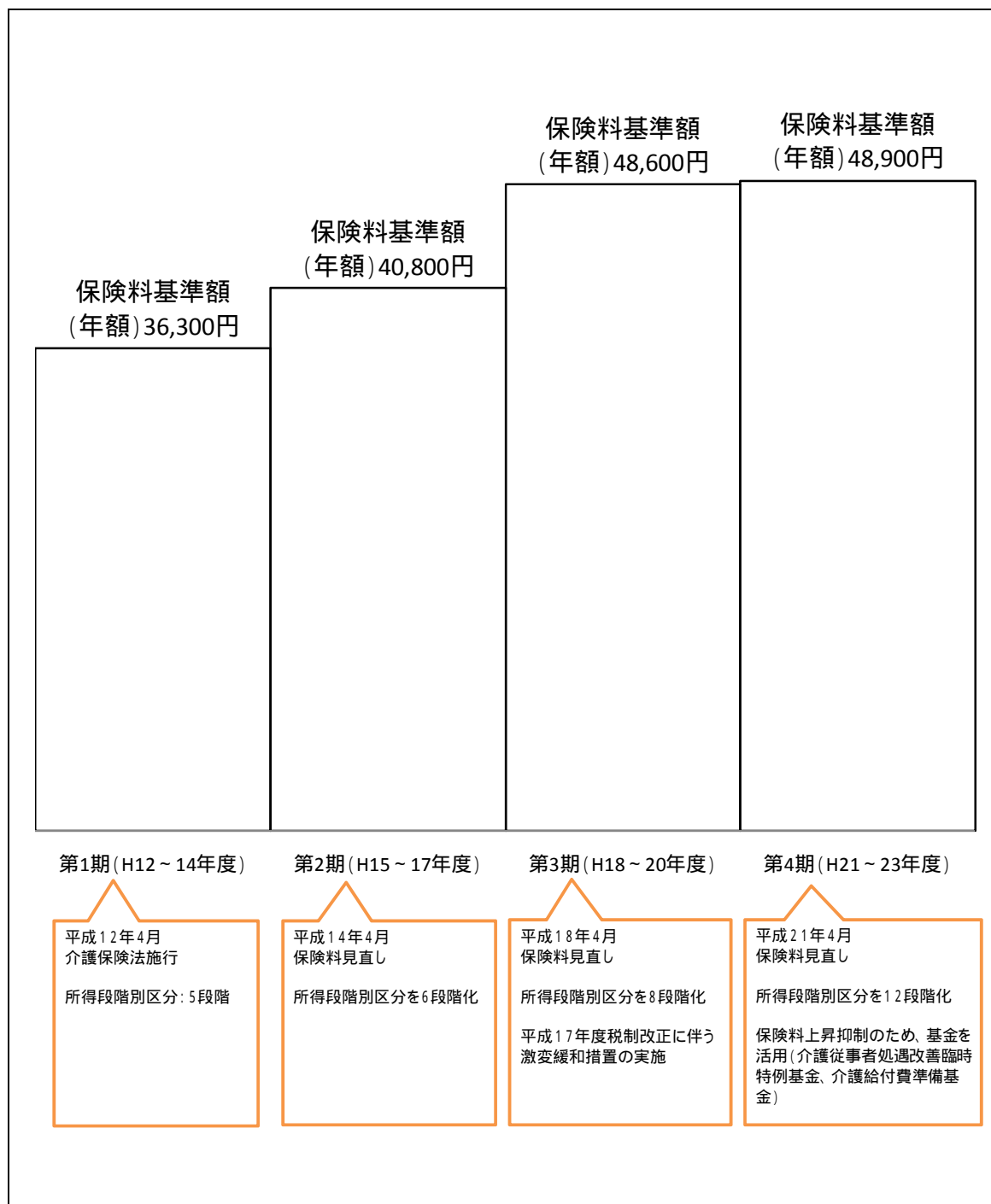
## 【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



棒グラフ...各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値を使用した。

折れ線グラフ...各年4月末日時点の介護サービス受給者数について、各年度の介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

## 【介護保険料】



保険料基準額... 3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

所得段階別区分... 負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況  
(平成21(2009)年度)  
平成22年10月発行  
中野区保健福祉部介護保険担当  
22中保介1050号